第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、

△

○

して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、

管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0160

K_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02189

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02433

K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02128

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02353

K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02068

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02320

K_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02062

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02294

K_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02061

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02303

K_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02088

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02321

K_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0203

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0227

K_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0210

K_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0215

K_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0218

K_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01854

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02141

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00788

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01077

の　0.0160

K_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02190

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02435

K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02129

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02354

K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02068

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02322

K_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02064

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02296

K_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02064

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02308

K_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0209

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0231

K_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0204

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0227

K_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0211

K_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0215

K_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0218

K_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00854

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01142

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00788

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01078

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00880

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01240

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00264

　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00271

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00436

　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00450

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00552

　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0100

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00167

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00169

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00264

　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00271

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00436

　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00450

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0101

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１

項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04974

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04836

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04699

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05273

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04683

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04746

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04977

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04838

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05350

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04701

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05277

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04690

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05219

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04691

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05246

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0474

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.05276

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0516

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488

Q_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495

Q_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448

$Q_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02001

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

$Q_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$Q_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Q_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

R_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下

の　0.0524

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0463

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0517

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0479

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

Q_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495

Q_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01941

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02596

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01792

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02450

$Q_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00379

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00384

$Q_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$Q_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

R_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下

同じ。）に係る額に相当する額

S_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

U_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

W_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12} = 0.0273$

$Y_{13} = 0.0292$

$Y_{14} = 0.0235$

$Y_{15} = 0.0266$

$Y_{16} = 0.0216$

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0251

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0200

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

同じ。）に係る額に相当する額

S_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

U_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

W_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12} = 0.0273$

$Y_{13} = 0.0292$

$Y_{14} = 0.0235$

$Y_{15} = 0.0266$

$Y_{16} = 0.0216$

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0252

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0200

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0188
Y_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0244 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182
Y_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02487 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765
Y_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02418 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02674
Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02350 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02637
Y_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02607
Y_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02342 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02617
Y_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02373 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02638
Y_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0231 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0258
Y_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0213 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239
Y_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0214 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244
Y_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
Y_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02107 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

	の　0.0188
Y_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0244 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182
Y_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02489 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02767
Y_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02419 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02351 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02639
Y_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02345 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02610
Y_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02346 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02623
Y_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0262
Y_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0232 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0259
Y_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0213 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
Y_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0214 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0245
Y_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
Y_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00971 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01298

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448
$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02001
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818
$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00600
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615
$Y_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022
$Y_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

Z_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものの額に相当する額

AA_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額

AB_{16} ＝ 0.0309

AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0312
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311
AB_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0296
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296
AB_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0296
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296
AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02975
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970
AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02962
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01792
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02450
$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00379
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00384
$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00600
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615
$Y_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

Z_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものの額に相当する額

AA_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額

AB_{16} ＝ 0.0312

AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0312
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311
AB_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0296
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296
AB_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0297
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0297
AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02980
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02966
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02968

AB_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02980
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02982
AB_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03025
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03036
AB_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03619
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03590
AB_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03186
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03206
AB_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0313
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0311
AB_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0308
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0304
AB_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0302
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0302
AB_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0302
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AB_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03031
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03020
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02994
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02995
$AB_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.03035
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03034
$AB_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00195
$AB_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00297

AB_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02986
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02988
AB_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03031
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03042
AB_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03634
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03610
AB_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0320
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0318
AB_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0315
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0312
AB_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0309
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0304
AB_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0302
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0302
AB_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0303
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AB_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03037
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03025
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02997
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02998
$AB_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00108
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00123
$AB_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00195
$AB_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00399

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00426

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00528

AC_n　ｎ年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

AD_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04165

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04157

AD_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04147

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04149

AD_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04171

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04175

AD_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04185

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04202

AD_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04332

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04365

AD_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04460

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04489

AD_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0438

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434

AD_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0431

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00399

AC_n　ｎ年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

AD_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

AD_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0416

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0416

AD_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04172

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04166

AD_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04152

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04155

AD_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04180

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04183

AD_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04194

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04213

AD_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04357

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04393

AD_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0447

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0442

AD_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0440

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0436

AD_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0433

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0428

AD_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0422 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0422
AD_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0423 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0423
AD_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04253 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04237
$AD_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04194 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04201
$AD_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.04248 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04256
$AD_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00182
$AD_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00415 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00477
$AD_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00596 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645
AE_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額
$AF_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00256 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378
$AF_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00446 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607
$AF_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00542 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758
$AG_{令4}$	令和４年度において発行について同意又は許可を

AD_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0423 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0423
AD_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0424 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0424
AD_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04262 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04246
$AD_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04199 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04206
$AD_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00133 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
$AD_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00182
$AD_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00415 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00477
AE_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額
$AF_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00256 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378
$AF_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00446 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607
AG_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た下水

得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

$AH_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00360
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00360

AI_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

$AJ_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00499
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00758

AK_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち省エネ改修等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

$AL_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00299
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00455

AM_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち電動車の導入等に関する事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

$AN_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00299
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00455

AO_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AP_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.1440
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1438
AP_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.1436
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1436
AP_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.1439

道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

$AH_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00360
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00360

AI_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AJ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.1444
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1440
AJ_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.1439
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1439
AJ_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.1442

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1439
AP_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14437
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14420
$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14384
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14391
$AP_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.14467
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14478
$AP_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00209
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260
$AP_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00593
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681
$AP_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00851
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922
AQ_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1440
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1438
AQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1436
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436
AQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1439
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1439
AQ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14437
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14420
$AQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14384
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14391
$AQ_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.14467
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1442
AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14469
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14448
$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14399
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14407
$AJ_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00190
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00201
$AJ_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00209
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260
$AJ_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00593
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681
AK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1444
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1440
AK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1439
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1439
AK_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1442
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1442
AK_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14469
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14448
$AK_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14399
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14407
$AK_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00190
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.14478

$AQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00209

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260

$AQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681

$AQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922

AR_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AS_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0634

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0633

AS_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0632

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0632

AS_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0633

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0633

AS_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06352

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06345

$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.06329

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06332

$AS_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.06365

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06370

$AS_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00092

の　0.00201

$AK_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00209

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260

$AK_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681

AL_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AM_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0635

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0634

AM_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0633

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0633

AM_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0634

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0634

AM_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06366

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06357

$AM_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.06336

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06339

$AM_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00084

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00088

$AM_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00092

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00114

AS 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00261

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300

AS 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00374

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00406

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.45、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00114

AM 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00261

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300

AN　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AO　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.45、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区

域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.44、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

ε n　符号 ADn に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

ζ n　n 年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

η n　n 年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0、25 以上 50 未満の場合は 1.143、50 以上 75 未満の場合は 1.071、75 以上 100 未満の場合は 1.048、100 以上の場合は 1.036

θ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

ι　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前

域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.44、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

ε n　符号 ADn に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

ζ n　n 年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

η n　n 年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0、25 以上 50 未満の場合は 1.143、50 以上 75 未満の場合は 1.071、75 以上 100 未満の場合は 1.048、100 以上の場合は 1.036

θ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

ι　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前

3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

七　その他の土木費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \\ \sum_{n=16}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=6}^{令5}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \\ \times O_n) + \sum_{n=18}^{令5}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令5}(R_n \times S_n) + \sum_{n=16}^{令5}(T_n \times U_n) \\ + \sum_{n=16}^{令5}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令5}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \\ \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令5}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令5}(AG_n \times \\ AH_n) + AI_{令5} \times AJ_{令5} + \sum_{n=29}^{令5}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AM_n \\ \times AN_n) \sum_{n=30}^{令5}(AO_n \times AP_n) + AQ_{令2} \times AR_{令2} + \sum_{n=10}^{19}(AS_n \times \\ \times AT_n) + AU_{令5} \times AV_{令5}\end{array}}{1{,}420\text{円} \times A}$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

C_n　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とす

3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

七　その他の土木費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4}(F_n \times G_n) + \\ \sum_{n=15}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=6}^{令4}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \\ \times O_n) + \sum_{n=18}^{令4}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令4}(R_n \times S_n) + \sum_{n=15}^{令4}(T_n \times U_n) \\ + \sum_{n=15}^{令4}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令4}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \\ \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令4}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令4}(AG_n \times \\ AH_n) + \sum_{n=29}^{令4}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AM_n \\ \times AN_n) + AO_{令2} \times AP_{令2} + \sum_{n=9}^{19}(AQ_n \times AR_n)\end{array}}{1{,}380\text{円} \times A}$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

C_n　第 3 号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とす

るものに係る算式の符号 C_n に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02650
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02692
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02642
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153
D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02552
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098
D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02583
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147
D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206
D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

るものに係る算式の符号 C_n に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

D_{15} ＝ 0.033
D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03157
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02693
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03164
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02644
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03156
D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02555
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102
D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02591
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03161
D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.027
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302 D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303 D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02407 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021 $D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998 $D_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02379 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042 $D_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170 $D_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 $D_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499	D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303 D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303 D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02411 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03026 $D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001 $D_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00113 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117 $D_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170 $D_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
E　第3号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号Bに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。 F_n　第3号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号C_nに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。	E　第3号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号Bに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。 F_n　第3号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号C_nに同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。
G_{16}＝0.033	G_{15}＝0.033 G_{16}＝0.033
G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021 G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るも	G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021 G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.014
G_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
G_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02650
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154
G_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162
G_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153
G_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098
G_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147
G_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206
G_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
G_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
G_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
G_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
G_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02407
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

	の　0.014
G_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.026
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014
G_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02653
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03157
G_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02693
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03164
G_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02644
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03156
G_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02555
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102
G_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02591
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03161
G_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.027
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
G_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
G_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
G_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
G_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
G_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02411
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03026

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998 $G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02379 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042 $G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170 $G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 $G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499	$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001 $G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00113 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117 $G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170 $G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
H_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 I_{16}＝0.002	H_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 I_{15}＝0.004 I_{16}＝0.002
I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
J_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 K_6＝0.017 K_7＝0.022 K_8＝0.006 K_9＝0.010 K_{10}＝0.017 K_{11}＝0.015 K_{12}＝0.018 K_{13}＝0.007	J_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 K_6＝0.017 K_7＝0.022 K_8＝0.006 K_9＝0.010 K_{10}＝0.017 K_{11}＝0.015 K_{12}＝0.018 K_{13}＝0.007

K_{14} ＝ 0.000
K_{15} ＝ 0.000
K_{16} ＝ 0.005
K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970
K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110
K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124
K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200
K_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277
K_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
K_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
K_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

K_{14} ＝ 0.000
K_{15} ＝ 0.010
K_{16} ＝ 0.005
K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
K_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110
K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135
K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217
K_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
K_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
K_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
K_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

K_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

K_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

L_n　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{16} ＝ 0.001

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

K_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

K_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01818

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

L_n　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{16} ＝ 0.001

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
M_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00425
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00594
M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00480
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00622
M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00468
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00625
N_n　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00425
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00594
O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00480
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00622
O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00468
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00625
P_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 以上）に係る経費に充てるため n 年度において

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
M_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00426
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00595
M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00480
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00622
M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00469
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00626
N_n　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008
O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00426
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00595
O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00480
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00622
O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00469
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00626
P_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 以上）に係る経費に充てるため n 年度において

発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02589
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.024
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0237

発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02427
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02504
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$Q_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$Q_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$Q_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01818

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

$Q_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

$Q_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

S_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03366
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03945
S_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03493
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03856
S_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03552
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03851
S_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.035
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037
S_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.032
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037
S_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0375
S_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0378
S_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03189
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03770
$S_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03138
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03744
$S_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.03128
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03812
$S_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
$S_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
$S_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00808

S_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03949
S_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03864
S_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.036
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.038
S_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.035
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037
S_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.032
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037
S_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
S_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
S_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
$S_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
$S_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00207
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
$S_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
$S_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

T_n　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

U_{16} ＝ 0.004

U_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.017
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.017
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01913
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02670

U_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02800

U_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02107
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02811

U_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02181
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02816

U_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02880

U_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02330

T_n　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

U_{15} ＝ 0.009

U_{16} ＝ 0.005

U_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.018
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.017
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01917
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678

U_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02800

U_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02109
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02816

U_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02184
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02821

U_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02253
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02895

U_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

U_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

U_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

U_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278

U_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

U_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01636

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02275

$U_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01592

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02242

$U_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00094

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00098

$U_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00120

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00139

$U_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00296

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00327

V_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02949

U_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

U_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

U_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278

U_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

U_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02144

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02783

$U_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01590

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02240

$U_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01564

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02304

$U_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00120

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00139

$U_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00296

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00327

$U_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

V_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当

の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

W_{15} ＝ 0.006

W_{16} ＝ 0.003

W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01278

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

W_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881

W_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01502

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930

W_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

W_{16} ＝ 0.003

W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01780

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

W_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

W_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

W_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01553

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01966

W_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0142
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0185
W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0186
W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01855
$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01493
$W_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.01043
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01536
$W_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
$W_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの	0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
$W_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00278
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
Y_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.01553
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01966
Y_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.015
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019

W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0143
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0185
W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0186
W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.01091
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01517
$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01061
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01495
$W_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00065
$W_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
$W_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの	0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
Y_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.016
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
Y_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.015
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019

Y_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.015
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
Y_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0142
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0185
Y_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0143
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0186
Y_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01430
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01855
$Y_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01060
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01493
$Y_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01043
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01536
$Y_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00080
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
$Y_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00197
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
$Y_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方

Y_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.015
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
Y_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0143
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0185
Y_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0143
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0186
Y_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01091
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01517
$Y_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01061
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01495
$Y_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00062
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00065
$Y_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00080
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
$Y_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00197
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方

債、財源対策債、昭和 51 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度、平成 4 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AE_n　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235

債、財源対策債、昭和 51 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度、平成 4 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

AE_n　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00148

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

AF 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

AF 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

AF 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AGn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AH29 ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AH30 ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

AH 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

AH 令2 ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

AH 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

AH 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AH 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151

AF 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

AF 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

AGn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AH29 ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AH30 ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01369

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618

AH 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607

AH 令2 ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00089

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

AH 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

AH 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$AI_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$AJ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.0808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0827

AK_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AL_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

$AL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

$AL_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

$AL_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$AL_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$AL_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AM_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において

AI_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AJ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01369

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607

$AJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00089

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

$AJ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$AJ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AK_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において

発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AN_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AN_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AN_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AN_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AO_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AP_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AP_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AP_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AP_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AL_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AL_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AL_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AM_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AN_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AN_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AN_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AP 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AQ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

AR 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AS_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

AT_{10} ＝ 0.0030

AT_{11} ＝ 0.0086

AT_{12} ＝ 0.0160

AT_{13} ＝ 0.0108

AT_{14} ＝ 0.0093

AT_{15} ＝ 0.0000

AT_{16} ＝ 0.0039

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AO 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

AP 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

AQ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する）。

AR_9 ＝ 0.0096

AR_{10} ＝ 0.0102

AR_{11} ＝ 0.0084

AR_{12} ＝ 0.0160

AR_{13} ＝ 0.0108

AR_{14} ＝ 0.0093

AR_{15} ＝ 0.0076

AR_{16} ＝ 0.0040

AR_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0178

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AR_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AR_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU 令5　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AV 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.0416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0441

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}420\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号におい

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}380\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号におい

八　小学校費　学級数

て「財政力係数」という。）に別表第３の11(2)のＡに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。）

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令5}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令5}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令5}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(M_n \times N_n) \\ + O_{令5} \times P_{令5} + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22}(U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{23}(W_n \times X_n) + \sum_{n=18}^{令5}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=20}^{令5}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=28}^{29}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AI_n \times AJ_n) + AK_{令2} \times AL_{令2} + AM \times 0.6 + AN + AO + AP \times 0.7 + AQ \times 0.5 + AR \times 0.5 + AS \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令5}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=15}^{令5}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=29}^{令5}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(AZ_n \times BA_n) + BB_{令5} \times BC_{令5} + \sum_{n=15}^{28}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=15}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=18}^{22}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=21}^{28}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令5}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令5}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2} + CB \times 0.6 + CC\end{array}}{818{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

八　小学校費　学級数

て「財政力係数」という。）に別表第３の11(2)のＡに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。）

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令4}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令4}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(M_n \times N_n) + \sum_{n=15}^{28}(O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=18}^{22}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=18}^{令4}(W_n \times X_n) + \sum_{n=20}^{令4}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=28}^{29}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AG_n \times AH_n) + AI_{令2} \times AJ_{令2} + AK \times 0.6 + AL + AM + AN \times 0.7 + AO \times 0.5 + AP \times 0.5 + AQ \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令4}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=15}^{令4}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=29}^{令4}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=15}^{28}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=15}^{28}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=18}^{22}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=21}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=21}^{23}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=18}^{令4}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=20}^{令4}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=28}^{29}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=28}^{29}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=30}^{令4}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=30}^{令4}(BT_n \times BU_n) + BV_{令2} \times BW_{令2} + BX \times 0.6 + BY\end{array}}{883{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年

度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和５年度までの各年度において地方税

度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和４年度までの各年度において地方税

の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493

の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

H_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

H_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

H_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

H_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

H_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

H_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$H_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$H_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$H_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$H_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和５年度まで

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864

H_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384

H_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

H_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370

H_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

H_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

H_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$H_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$H_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$H_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和４年度まで

の各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

J_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

J_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

J_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

J_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

J_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

の各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

J_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

J_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

J_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01499

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

J_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

J_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

J_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
J_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
J_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
J_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
$J_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$J_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
$J_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$J_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$J_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
K_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額
L_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

J_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
J_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
J_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271
J_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697
$J_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678
$J_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00148 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151
$J_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$J_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
K_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額
L_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$N_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01369

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00089

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度及び令和４年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和３年度及び令和４年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$N_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

0.00827

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

O_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{15} ＝ 0.0119

P_{16} ＝ 0.0078

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
R_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740
R_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724
R_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712
R_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
R_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
R_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742
P_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725
P_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713
P_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693
P_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656
P_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164
P_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
P_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
P_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0139
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Q_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地

対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079

T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

T_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00980

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160

T_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149

T_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141

T_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00962

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127

T_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00998

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0079

R_{16} ＝ 0.0052

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00981

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01161

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01150

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00958

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01142

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00963

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01128

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00999

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01102

T_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01015

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100

T_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

T_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

T_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

V_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

V_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

W_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業

の　0.01104

R_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0101

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0110

R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

S_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

T_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

T_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0381

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

T_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04259

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05951

T_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04799

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223

T_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257

U_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業

に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

X_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

Z_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02450
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02463
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02394
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02405
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02495

に係るものの額に相当する額

V_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

V_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

V_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

W_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

X_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

X_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

X_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02452
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02903

X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02464
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02875

X_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02396
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02856

X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02407
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02821

X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02760

X_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0254

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0274

X_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

X_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

X_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697

$X_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678

$X_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00148

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151

$X_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$X_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754

Z_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751

Z_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

Z_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

Z_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

Z_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

Z_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$Z_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$Z_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$Z_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$Z_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、

校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949

Z_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864

Z_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384

Z_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

Z_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370

Z_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Z_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$AB_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$AB_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$AB_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$AB_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231

Z_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776
$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749
$Z_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
$Z_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$Z_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AG_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AH_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

AE_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AG_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

AJ 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
AJ 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AJ 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AJ 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AK 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AL 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AM　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年

AH 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749
AH 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
AH 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AH 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AI 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AJ 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

AK　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度か

ら平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の児童数が3年前の5月1日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は5パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から2年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AL　前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AM　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）

度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の児童数が3年前の5月1日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は5パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から2年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の

譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める

の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AN　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AM において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AM において別表第 3 の 13 に定め

乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AU_{12} = 0.0379$

$AU_{13} = 0.0383$

る乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AM において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AM において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AS_{12} = 0.0379$

$AS_{13} = 0.0383$

AU_{14} ＝ 0.0351
AU_{15} ＝ 0.0277
AU_{16} ＝ 0.0183
AU_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
AU_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059
AU_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022
AU_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994
AU_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
AU_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856
AU_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
AU_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
AU_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369
AU_{28} ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

AS_{14} ＝ 0.0351
AS_{15} ＝ 0.0277
AS_{16} ＝ 0.0183
AS_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0332
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
AS_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AS_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AS_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064
AS_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024
AS_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998
AS_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949
AS_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864
AS_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384
AS_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374
AS_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370
AS_{28} ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AU_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AU_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AU_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AU_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AU_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AU_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AV_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{15}＝0.0119

AW_{16}＝0.0078

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AW_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

AS_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AS_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AS_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AS_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AS_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AT_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{15}＝0.0119

AU_{16}＝0.0078

AU_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AU_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AU19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AU20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01471

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

AU21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

AU22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

AU23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

AU24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

AU25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

AU26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

AU27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

AU28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

AU29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

AU30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AW19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AW20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

AW21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

AW22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AW23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

AW24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

AW25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

AW26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

AW27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

AW28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

AW29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AW30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02693
AW 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
AW 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
AW 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
AW 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
AW 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AXn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
AY30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616
AY 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605
AY 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02697
AU 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678
AU 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00148
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151
AU 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
AU 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

AVn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AW29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
AW30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01369
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618
AW 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607
AW 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00089
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

第明治三十種五郵便物認可　三十一年三月　日

第明治三二十種五郵年三月物三十一可日

△

	の　0.01634
AY 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
AY 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
AZn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BA 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BB 令5	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ

○

	の　0.00090
AW 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
AW 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
AXn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度及び令和４年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和３年度及び令和４年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

適用する。）

$BC_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BD_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE_{15} ＝ 0.0119

BE_{16} ＝ 0.0078

BE_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

BE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AZ_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号AMにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA_{15} ＝ 0.0119

BA_{16} ＝ 0.0078

BA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

BA_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BA_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

BE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
BE_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
BE_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
BE_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
BE_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
BE_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
BF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BG_{15} ＝ 0.0079
BG_{16} ＝ 0.0052
BG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693
BA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656
BA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164
BA_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
BA_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
BA_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
BB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AM において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BC_{15} ＝ 0.0079
BC_{16} ＝ 0.0052
BC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0051

BG_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00980

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160

BG_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149

BG_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141

BG_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00962

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127

BG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00998

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01015

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BH_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は

の　0.0051

BC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00981

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01161

BC_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01150

BC_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00958

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01142

BC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00963

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01128

BC_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00999

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01104

BC_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0101

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0110

BC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.00099

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BC_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

BC_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BD_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は

許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0380
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04795
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04682
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

BJ_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0380
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0381
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04259
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05961

BE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04799
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223

BE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04687
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257

BF_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BG_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01712

BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和

の　0.01713

BG_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

BG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

BI_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

BJ_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元

元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02405
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02495
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02452
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02903

BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02464
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02875

BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02396
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02856

BK_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02821

BK_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02499
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02760

BK_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0254
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0274

BK_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BK_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

BO_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$BO_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$BO_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$BO_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$BO_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03429
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BK_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

BK_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02282
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697

$BK_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678

$BK_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00148
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151

$BK_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$BK_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

BL_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03433
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

BQ_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03448
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04022
BQ_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03351
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03994
BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03366
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03945
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03493
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03856
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03552
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03851
BQ_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0373
BQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0322
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0369
BQ_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0375
BQ_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0378
BQ_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03189
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03770
$BQ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03138
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03744
$BQ_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.03128
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03812
$BQ_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00313

BM_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04024
BM_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03354
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03998
BM_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03949
BM_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03864
BM_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0384
BM_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0374
BM_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0370
BM_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
BM_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
BM_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
$BM_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
$BM_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00207
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
$BM_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BQ令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BQ令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BM令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BN_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

BP_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BQ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

BR_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和４年度までの各年度において発

行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$BW_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$BW_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313
　　イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BW_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
　　イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BW_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BX_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$BY_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$BY_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$BS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$BS_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$BS_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313
　　イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BS_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
　　イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BT_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$BU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$BU_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

BU 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BU 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BV 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BW 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
BX　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AM において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150

BY 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BY 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BY 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
CB　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AO において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150

人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AM において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY　前年度以前の年度における符号 AM に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

九　中学校費	学級数	算式
		$\dfrac{B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{令5}(G_n\times H_n)+\sum_{n=15}^{令5}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令5}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(M_n\times N_n)+O_{令5}\times P_{令5}+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{28}(W_n\times X_n)+\sum_{n=21}^{23}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=18}^{令5}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=20}^{令5}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=28}^{29}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令5}(AI_n\times AJ_n)+\sum_{n=30}^{令5}(AK_n\times AL_n)+AM_{令2}\times AN_{令2}+AO\times0.6}{1{,}025{,}000\text{ 円}\times A}+AP+AQ+AR\times0.7+AS\times0.5+AT\times0.5+AU\times0.3+\sum_{n=12}^{令5}(AV_n\times AW_n)+\sum_{n=15}^{令5}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=29}^{令5}(AZ_n\times BA_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(BB_n\times BC_n)+BD_{令5}\times BE_{令5}+\sum_{n=15}^{28}(BF_n\times BG_n)+\sum_{n=15}^{28}(BH_n\times BI_n)+\sum_{n=18}^{22}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=21}^{23}(BL_n\times BM_n)+\sum_{n=18}^{令5}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=20}^{令5}(BP_n\times BQ_n)+\sum_{n=28}^{29}(BR_n\times BS_n)+\sum_{n=28}^{29}(BT_n\times BU_n)+\sum_{n=30}^{令5}(BV_n\times BW_n)+\sum_{n=30}^{令5}(BX_n\times BY_n)+BZ_{令2}\times CA_{令2}+CB\times0.6+CC$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含

九　中学校費	学級数	算式
		$\dfrac{B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{令4}(G_n\times H_n)+\sum_{n=15}^{令4}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令4}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令4}(M_n\times N_n)+\sum_{n=15}^{28}(O_n\times P_n)+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=18}^{22}(S_n\times T_n)+\sum_{n=21}^{28}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)+\sum_{n=18}^{令4}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=20}^{令4}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=28}^{29}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=30}^{令4}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令4}(AI_n\times AJ_n)+AK_{令2}\times AL_{令2}+AM\times0.6+AN+\sum_{n=12}^{令4}(AT_n\times AU_n)+\sum_{n=15}^{令4}(AV_n\times AW_n)+\sum_{n=29}^{令4}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=令3}^{令4}(AZ_n\times BA_n)+\sum_{n=15}^{28}(BB_n\times BC_n)+\sum_{n=15}^{28}(BD_n\times BE_n)+\sum_{n=18}^{22}(BF_n\times BG_n)+\sum_{n=21}^{23}(BH_n\times BI_n)+\sum_{n=18}^{令4}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=20}^{令4}(BL_n\times BM_n)+\sum_{n=28}^{29}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=28}^{29}(BP_n\times BQ_n)+\sum_{n=30}^{令4}(BR_n\times BS_n)+\sum_{n=30}^{令4}(BT_n\times BU_n)+BV_{令2}\times BW_{令2}}{1{,}101{,}000\text{ 円}\times A}+AO+AP\times0.7+AQ\times0.5+AR\times0.5+AS\times0.3+BX\times0.6+BY$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含

む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還

む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還

金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0209
H_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.0336
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0209
H_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.03429
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04059
H_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.03448
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04022
H_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.03351
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03994
H_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.03366
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03945
H_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.03493
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03856
H_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.03552
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03851
H_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.0348
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0373
H_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0322
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0369
H_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0375
H_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0378
H_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.03189

H_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0209
H_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.0336
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0209
H_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.03433
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04064
H_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.03449
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04024
H_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.03354
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03998
H_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.03370
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03949
H_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.03498
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03864
H_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.0355
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0384
H_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.0348
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0374
H_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0370
H_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0323
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
H_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
H_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01471

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01740

J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01724

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01712

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01691

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01652

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01651

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0160

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0270

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02693

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02675

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02723

0.01742

J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01725

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01713

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01693

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01656

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0164

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0160

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0271

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02697

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02678

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00148

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00151

$J_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$J_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$J_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
K_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
L_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
L_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616
$L_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605
$L_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
$L_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
$L_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
$L_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

$J_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$J_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
K_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
L_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
L_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01369 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618
$L_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607
$L_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00089 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090
$L_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
$L_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$N_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$N_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和5年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和5年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 3 年度及び令和 4 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和 3 年度及び令和 4 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$N_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

O_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係

るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{15} ＝ 0.0119

P_{16} ＝ 0.0078

P_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

P_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01471

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

P_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

P_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

P_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

P_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

P_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

P_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079

T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

T_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00980

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160

T_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149

T_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

P_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0079

R_{16} ＝ 0.0052

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00981

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01161

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01150

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00958

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141

T_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00962

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127

T_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00998

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

T_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01015

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100

T_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

T_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

T_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01142

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00963

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01128

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00999

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01104

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0101

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0110

R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0100

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

S_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

T_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

T_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0381

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

T_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04259

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05951

T_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04799

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223

T_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257

U_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

V_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

V_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

V_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

V_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

V_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

V_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

X_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

X_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

X_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Y_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21

年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02405

年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

Z_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

Z_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02452
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02903

Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02464
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02875

Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02396
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02856

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02818

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02495
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02754

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02751

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0267

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0264

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0268

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0270

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02693

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02675

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02723

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00235

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00472

$AB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02821

Z_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02499
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02760

Z_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0254
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0274

Z_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0267

Z_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0264

Z_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0269

Z_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0271

Z_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02697

$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02678

$Z_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00148
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00151

$Z_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00235

$Z_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00472

0.00591

AC_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AD_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AD_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AD_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

AD_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

AD_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AD_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AD_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AD_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AD_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AD_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AG_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るもの

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るもの

の額に相当する額

AH_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AI_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AJ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AJ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AJ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AK_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の額に相当する額

AF_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

AG_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03770

AL 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

AL 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AL 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

AL 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AL 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AM 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

AN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AO　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地

の　0.03776

AJ 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

AJ 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

AJ 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

AJ 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AK 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

AL 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

AM　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地

に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AP　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3

に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3

の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{12}＝0.0379

AU_{13}＝0.0383

AU_{14}＝0.0351

AU_{15}＝0.0277

AU_{16}＝0.0183

AU_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0332

AT　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12}＝0.0379

AW_{13}＝0.0383

AW_{14}＝0.0351

AW_{15}＝0.0277

AW_{16}＝0.0183

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AU18　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AU19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AU20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

AU21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

AU22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

AU23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949

AU24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03498

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864

AU25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384

AU26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AU27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370

AU28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

AU29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW18　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AW21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AW22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AW23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AW24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AW25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

AW26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

AW27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AW28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AW29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0379

AU_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$AU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$AU_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$AU_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AU_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AV_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{15} ＝ 0.0119

AW_{16} ＝ 0.0078

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0378

AW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AW_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AW_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AW_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AW_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AX_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和 5 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和 5 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{15} ＝ 0.0119

AY_{16} ＝ 0.0078

AY_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AY_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AY_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0090
AY20	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740
AY21	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724
AY22	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712
AY23	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
AY24	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
AY25	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
AY26	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AY27	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AY28	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AY29	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AY30	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
AY令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

	の　0.0090
AW20	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742
AW21	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725
AW22	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713
AW23	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693
AW24	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01499
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656
AW25	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164
AW26	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AW27	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AW28	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0139
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AW29	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271
AW30	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02282
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697
AW令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678

AW 令2	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00148 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151
AW 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
AW 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

AXn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY29	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
AY30	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01369 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01618
AY 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01346 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01607
AY 令2	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00089 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090
AY 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
AY 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AZn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA29	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
BA30	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616
BA 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605
BA 令2	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
AZn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度及び令和４年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和３年度及び令和４年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BBn	平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等

BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
BA 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
BBn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BC 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BC 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BC 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BD 令5	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和5年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BE 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BFn	平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等

（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0119

BG_{16} ＝ 0.0078

BG_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BG_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BG_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BG_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

BG_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BG_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BG_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BG_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BG_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522

（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC_{15} ＝ 0.0119

BC_{16} ＝ 0.0078

BC_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BC_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BC_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BC_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

BC_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BC_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

BC_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

BC_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

BC_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

BG_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BG_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BG_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{15} ＝ 0.0079

BI_{16} ＝ 0.0052

BI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164

BC_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BC_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BC_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE_{15} ＝ 0.0079

BE_{16} ＝ 0.0052

BE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00980
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160
BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149
BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141
BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00962
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127
BI_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00998
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102
BI_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01015
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100
BI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0099
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105
BI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BJ_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00981
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01161
BE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01150
BE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00958
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01142
BE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00963
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01128
BE_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00999
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01104
BE_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0101
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0110
BE_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0100
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BE_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106
BE_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BF_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0381
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0000

BG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04259

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05961

BG_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04799

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223

BG_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257

BH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

BJ_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0000

BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02405

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

の　0.0149

BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02452

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02903

BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02464

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02875

BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02856

BK_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02821

BK_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02760

BK_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0254

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0274

BK_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BK_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

BK_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BK_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

BK_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02282

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02697

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$BO_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
$BO_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$BO_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$BO_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03429
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059
BQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03448
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022
BQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03351
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994
BQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
BQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493

$BK_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02244
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02678
$BK_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00148
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00151
$BK_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$BK_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

BL_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03433
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064
BM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03449
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024
BM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03354
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998
BM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03370
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03949
BM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03498

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

BQ_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

BQ_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

BQ_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

BQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BQ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

BQ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$BQ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$BQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03864

BM_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0355

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0384

BM_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

BM_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0370

BM_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

BM_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

BM_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$BM_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$BM_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

$BM_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BM_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BN_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許

可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

BT_{n}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_{n}　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$BW_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0379

BP_{n}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BQ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

BR_{n}　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03194
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

$BS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

$BS_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

BW令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BW令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BW令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BXn　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

BY令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

BY令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

BY令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BY令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BZ令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

BS令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BS令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BTn　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03194
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03776

BU令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749

BU令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

BU令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BU令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BV令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２

年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

CB　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AQ において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は５パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の５月１日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上

年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

BX　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は５パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の５月１日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上

（児童急増市町村の設置する小学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CC　前年度以前の年度における符号 AQ に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

十　高等学校費　生徒数

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=10}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{78{,}500\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$C_{16} = 0.0039$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

（児童急増市町村の設置する小学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

十　高等学校費　生徒数

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{76{,}200\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$C_{15} = 0.0076$

$C_{16} = 0.0040$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0178

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

		イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）
		E_{10} ＝ 0.0030
		E_{11} ＝ 0.0086 E_{12} ＝ 0.0160 E_{13} ＝ 0.0108 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0000 E_{16} ＝ 0.0039
		E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額
		$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
十一　社会福祉費	人口	算式
		$\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)$

		イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 9 年度及び平成 10 年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額並びに平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）
		E_9 ＝ 0.0046 E_{10} ＝ 0.0102
		E_{11} ＝ 0.0084 E_{12} ＝ 0.0160 E_{13} ＝ 0.0108 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0076 E_{16} ＝ 0.0040
		E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0178 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額
		$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
十一　社会福祉費	人口	算式
		$\sum_{n=18}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(H_n \times I_n)$

8,050 円×A

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04380

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035

28,300 円×A

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04259

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05951

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04799

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03398

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04388

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03505

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04503

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0360

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0360

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0340

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0440

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02545

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03539

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02476

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03488

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00152

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

D_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

E_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0380
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0380
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04259
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05951
E_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04799
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06223
E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04687
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06257
E_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03398
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04388
E_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03505
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04503
E_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0360
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0450
E_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0360
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0450
E_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0340
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0440
E_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0333
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433
E_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
E_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00146
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00187
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00460
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509
F_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00104
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00109
$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155
$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
H_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額	
$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00104
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00109
$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155

十二　こども・子育て費	十八歳以下人口	算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(F_n \times G_n)}{159{,}000\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216 C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247 C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393 $I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04380
C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04480
C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04588
C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.045
C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.044
C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0432
C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0433
C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04329
$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03484
$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02433
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03585
$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00216
$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00509
$C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

			0.00687
D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額			
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01738		
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02561		
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134		
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155		
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00329		
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364		
$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463		
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491		
F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額			
$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01738		
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02561		
$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134		
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155		
$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00329		
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364		
$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463		
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491		

十三　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)$

十二　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\sum_{n=18}^{令4}(B_n \times C_n)$

	72,100 円×A
	算式の符号
	A　測定単位の数値
	B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
	C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939
	C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216
	C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247
	C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04847
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257
	C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480
	C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588
	C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045
	C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044
	C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

	71,700 円×A
	算式の符号
	A　測定単位の数値
	B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
	C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
	C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
	C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04259
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05951
	C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04799
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223
	C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04687
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257
	C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04854
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06269
	C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03505
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04503
	C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0360
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450
	C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0360
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450
	C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0340
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0440
	C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

十四　清掃費　人口

算式

$$B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+\frac{5{,}160\text{円}\times A}{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令5}(I_n\times J_n)+\sum_{n=18}^{令5}(K_n\times L_n)}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02545

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03539

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02476

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03488

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00152

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

十三　清掃費　人口

算式

$$B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+\frac{5{,}040\text{円}\times A}{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令4}(I_n\times J_n)+\sum_{n=18}^{令4}(K_n\times L_n)}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道

府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 3 年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度から平成 11 年度までにおいて事業（符号 H における清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに

府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 3 年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度から平成 11 年度までにおいて事業（符号 H における清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに

係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債及び平成5年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成4年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（平成4年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合

係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債及び平成5年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成4年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（平成4年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合

において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

I_n　次のa及びbの合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減

において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

I_n　次のa及びbの合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減

収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成10年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0053
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0030
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00338
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04132

収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成10年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0053
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0030
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04182
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04317

J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04132

第明治三十種五郵年便三月物三十認一可日

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

○

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04269
J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04093
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04246
J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04047
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04200
J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04019
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04154
J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04037
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04170
J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0405
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0414
J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0394
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0406
J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03726
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03920
$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02753
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02994
$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02774
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03044
$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00215
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

○

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04269
J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04094
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04247
J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04047
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04201
J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04021
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04157
J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0404
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0416
J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0401
J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0405
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0414
J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0394
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0406
J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03727
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03922
$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02755
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02996
$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00135
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00137
$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00215
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00221

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00432

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00559

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00566

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0032

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00203

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02456

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02548

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02428

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02520

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02411

0.00221

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00432

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0032

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02509

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02590

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02456

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02548

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02428

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02521

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02413

十四 農業行政費	農家数	算式	B×0.35＋C×0.35＋D×0.35＋E×0.45＋F×0.45
			イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02494
		L_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
			イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0250
		L_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0227
			イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0241
		L_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
			イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
		L_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
			イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244
		L_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
			イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
		L_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02236
			イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02353
		$L_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01653
			イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01798
		$L_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00081
			イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00082
		$L_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00129
			イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00133
		$L_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00254
			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00259
十五 農業行政費	農家数	算式	B×0.35＋C×0.35＋D×0.35＋E×0.45＋F×0.45
			イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492
		L_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02422
			イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02502
		L_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0227
			イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
		L_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
			イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
		L_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
			イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244
		L_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
			イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
		L_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02236
			イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352
		$L_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01652
			イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796
		$L_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01664
			イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01826
		$L_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00129
			イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00133
		$L_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00254
			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00259
		$L_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00335
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00339

$$+G\times 0.45+H\times 0.30+I\times 0.30+J\times 0.30+K\times 0.20+L\times 0.20+M\times 0.20+\sum_{n=22}^{令5}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{令5}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=22}^{令5}(R_n\times S_n)+\sum_{n=21}^{令5}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(V_n\times W_n)+\sum_{n=22}^{令5}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=16}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=16}^{20}(AB_n\times AC_n)+92{,}000\text{円}\times A+\sum_{n=16}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=16}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令5}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令5}(AT_n\times AU_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団

$$+G\times 0.45+H\times 0.30+I\times 0.30+J\times 0.30+K\times 0.20+L\times 0.20+M\times 0.20+\sum_{n=22}^{令4}(N_n\times O_n)+\sum_{n=20}^{令4}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=22}^{令4}(R_n\times S_n)+\sum_{n=20}^{令4}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令4}(V_n\times W_n)+\sum_{n=22}^{令4}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=15}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=15}^{20}(AB_n\times AC_n)+90{,}500\text{円}\times A+\sum_{n=15}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=15}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令4}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令4}(AT_n\times AU_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団

法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行

法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行

政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年

政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年

4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度の財源対

4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度の財源対

策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成22年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.04219
$O_{令3}$ ＝ 0.00175
$O_{令4}$ ＝ 0.00350
$O_{令5}$ ＝ 0.00450

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成21年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成21年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成21年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限

策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成22年度から令和４年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.00100
$O_{令3}$ ＝ 0.00175
$O_{令4}$ ＝ 0.00350

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成20年度から令和４年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成22年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限

る。）の同意等額に相当する額（平成 20 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度及び令和４年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0241
Q_{30} ＝ 0.02364
$Q_{令元}$ ＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.00200
$Q_{令3}$ ＝ 0.00325
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和４年度まで

る。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和５年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0241
Q_{30} ＝ 0.02364
$Q_{令元}$ ＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.02377
$Q_{令3}$ ＝ 0.00325
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550
$Q_{令5}$ ＝ 0.00700

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和５年度まで

の各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.044
S_{26} ＝ 0.043
S_{27} ＝ 0.042
S_{28} ＝ 0.0422
S_{29} ＝ 0.0422
S_{30} ＝ 0.04180
$S_{令元}$ ＝ 0.04180
$S_{令2}$ ＝ 0.04219
$S_{令3}$ ＝ 0.00175
$S_{令4}$ ＝ 0.00350
$S_{令5}$ ＝ 0.00450

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

の各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.044
S_{26} ＝ 0.043
S_{27} ＝ 0.042
S_{28} ＝ 0.0422
S_{29} ＝ 0.0422
S_{30} ＝ 0.04180
$S_{令元}$ ＝ 0.04180
$S_{令2}$ ＝ 0.00100
$S_{令3}$ ＝ 0.00175
$S_{令4}$ ＝ 0.00350

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

U_{20} ＝ 0.046

U_{21} ＝ 0.045	U_{21} ＝ 0.045
U_{22} ＝ 0.045 U_{23} ＝ 0.027 U_{24} ＝ 0.026 U_{25} ＝ 0.026 U_{26} ＝ 0.025 U_{27} ＝ 0.024 U_{28} ＝ 0.0241 U_{29} ＝ 0.0241 U_{30} ＝ 0.02364 $U_{令元}$ ＝ 0.02337 $U_{令2}$ ＝ 0.02377 $U_{令3}$ ＝ 0.00325	U_{22} ＝ 0.045 U_{23} ＝ 0.027 U_{24} ＝ 0.026 U_{25} ＝ 0.026 U_{26} ＝ 0.025 U_{27} ＝ 0.024 U_{28} ＝ 0.0241 U_{29} ＝ 0.0241 U_{30} ＝ 0.02364 $U_{令元}$ ＝ 0.02337 $U_{令2}$ ＝ 0.00200 $U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550 $U_{令5}$ ＝ 0.00700	$U_{令4}$ ＝ 0.00550
V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額	V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和 3 年度及び令和 4 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和 3 年度及び令和 4 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和 3 年度及び令和 4 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額
$W_{令3}$ ＝ 0.00325	$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550 $W_{令5}$ ＝ 0.00700	$W_{令4}$ ＝ 0.00550
X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負	X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負

担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度

担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.00100
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度

までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{16} ＝ 0.003

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01275
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

AB_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成16年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.003

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01278
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

AB_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.02970
	AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AE_{16} ＝ 0.003
	AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782
	AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AG_{16} ＝ 0.005
	AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

	の　0.02976
	AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AE_{15} ＝ 0.006 AE_{16} ＝ 0.003
	AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785
	AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AG_{15} ＝ 0.010 AG_{16} ＝ 0.005
	AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

AI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

AI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

AI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

AK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01874

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

の　0.01877

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01502

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02427

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02504

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874
AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920
AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108
AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124
AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200
AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00785
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01106

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881
AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01502
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930
AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112
AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02427
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135
AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02504
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217
AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00786
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01107

十五　林野行政費　水産業の従業者数

$AS_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00046 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00048
$AS_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00059 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069
$AS_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162
AT_n	n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00786 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01107
$AU_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00046 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00048
$AU_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00059 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069
$AU_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times$$

471,000円×A

24

十六　林野行政費　水産業の従業者数

$AS_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00772 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01138
$AS_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00059 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069
$AS_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162
$AS_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
AT_n	n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00785 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01106
$AU_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00772 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01138
$AU_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00059 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069
$AU_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162
$AU_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times$$

525,000円×A

24

I_n）＋$\sum_{n=21}$（$J_n \times K_n$）	I_n）＋$\sum_{n=21}$（$J_n \times K_n$）
算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
C_{16} ＝ 0.003	C_{15} ＝ 0.006 C_{16} ＝ 0.003
C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782	C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
E_{16} ＝ 0.005	E_{15} ＝ 0.010 E_{16} ＝ 0.005
E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782
G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865
G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865
I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785
G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867
G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867
I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

十六　地域振興費　人口

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01456
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01502
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=15}^{令4}(B_n\times C_n)\times 0.006+\sum_{n=22}^{令4}(D_n\times E_n)\times 0.006+F_{21}\times G_{21}}{+\sum_{n=15}^{令4}(H_n\times I_n)\times 0.034+\sum_{n=15}^{19}(J_n\times K_n)\times 0.006\times\frac{\alpha}{0.30}}$$

$$\frac{+\sum_{n=15}^{19}(L_n\times M_n)\times 0.067+\sum_{n=20}^{22}(N_n\times O_n)\times 0.00020\times 0.75}{1{,}740\text{ 円}\times A}$$

$$+\sum_{n=20}^{22}(P_n\times Q_n)\times 0.00020\times 0.50+\sum_{n=20}^{22}(P'_n\times Q'_n)\times$$

$$0.00010\times 0.50+\sum_{n=15}^{令4}(R_n\times S_n)\times 0.006+\sum_{n=15}^{16}(T_n\times U_n)\times$$

$$0.006+\sum^{22}(V_n\times W_n)\times 0.006+\sum^{令4}(X_n\times Y_n)\times 0.010+$$

十七　地域振興費　人口

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n\times C_n)\times 0.003+\sum_{n=22}^{令5}(D_n\times E_n)\times 0.003+F_{21}\times G_{21}}{+\sum_{n=16}^{令5}(H_n\times I_n)\times 0.005+\sum_{n=16}^{19}(J_n\times K_n)\times 0.003\times\frac{\alpha}{0.30}}$$

$$\frac{+\sum_{n=16}^{19}(L_n\times M_n)\times 0.010+\sum_{n=21}^{22}(N_n\times O_n)\times 0.00009\times 0.75}{1{,}740\text{ 円}\times A}$$

$$+\sum_{n=21}^{22}(P_n\times Q_n)\times 0.00009\times 0.50+\sum_{n=21}^{22}(P'_n\times Q'_n)\times$$

$$0.00010\times 0.50+\sum_{n=16}^{令5}(R_n\times S_n)\times 0.003+\sum_{n=16}^{16}(T_n\times U_n)\times$$

$$0.003+\sum^{22}(V_n\times W_n)\times 0.003+\sum^{令5}(X_n\times Y_n)\times 0.005+$$

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{令5}(AB_n \times AC_n)}{\sum_{n=16}^{n=16} \quad \sum_{n=16}^{n=16}} - 0.011 \times AD$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{16} ＝ 1.000

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　4.25000
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　4.79500
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200

$$\frac{\sum_{n=18}^{令4}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{令4}(AB_n \times AC_n)}{\sum_{n=15}^{n=15} \quad \sum_{n=15}^{n=15}} - 0.011 \times AD$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 15 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{15} ＝ 1.000

C_{16} ＝ 0.526

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.24158
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.13211

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.52579
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.27526

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.46684

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　4.98700

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29316

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　2.55474

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29947

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　2.63526

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.38579

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　2.737

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.421

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　2.684

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.368

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　2.579

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.263

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　2.5000

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2526

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　2.5105

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2632

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.91368

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.66105

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.86158

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.62263

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.10947

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.11421

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.14053

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.16263

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.34579

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.72700

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

D_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　4.68200

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　4.84700

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　4.98700

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000

E_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　5.17700

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400

E_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　5.100

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　4.900

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　4.7400

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　4.7700

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　4.76500

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.38263

D_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.46684

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29316

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.55474

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29947

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.63526

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.38579

E_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　2.737

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.421

E_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　2.684

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.368

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　2.579

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.263

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　2.5000

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2526

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　2.5105

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2632

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.91368

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.66105

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.86158

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

4.97700

$E_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$E_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$E_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$E_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01678

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02176

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{16} = 1.000$

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

2.62263

$E_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.10947

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.11421

$E_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14053

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.16263

$E_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.34579

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.38263

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01680

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02178

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 15 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{15} = 1.000$

$I_{16} = 0.149$

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.582

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}	ア	平成 18 年度市場公募都市に係るもの	3.800	0.567
	イ	平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	0.000
I_{19}	ア	平成 19 年度市場公募都市に係るもの	3.800	0.567
	イ	平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	0.000
I_{20}	ア	平成 20 年度市場公募都市に係るもの	4.25000	0.63567
	イ	平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	5.93900	0.88821
I_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	4.79500	0.71627
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.21600	0.92881
I_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの	4.68200	0.69955
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.24700	0.93388
I_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの	4.84700	0.72448
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.25700	0.93567
I_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの	4.98700	0.74731
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.40000	0.96015
I_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの	5.17700	0.776
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.55400	0.970
I_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの	5.100	0.761
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.400	0.955
I_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの	4.900	0.731
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.200	0.925
I_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの	4.7400	0.7090
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.1700	0.9224
I_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの	4.7700	0.7119
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.1900	0.9254
I_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの	4.76500	0.54269

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.75463

$I_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.52791

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.74373

$I_{令2}$ ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03104

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03239

$I_{令3}$ ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03985

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04612

$I_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.09806

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10851

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{15} ＝ 1.000

K_{16} ＝ 0.526

K_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$I_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$I_{令2}$ ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$I_{令3}$ ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$I_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$I_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{16} ＝ 1.000

K_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財

政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。以下この号において同じ。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{16} ＝ 1.000

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{15} ＝ 1.000

M_{16} ＝ 0.149

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.582
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.567
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.567
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.00000

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.00000

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.05000
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.10000

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.60000
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
2.75000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの

$Q_{20} = 1.00000$
$Q_{21} = 1.05000$

$Q_{22} = 2.60000$

P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

$Q'_{20} = 1.00000$
$Q'_{21} = 1.10000$

$Q'_{22} = 2.75000$

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$S_{15} = 1.000$
$S_{16} = 0.526$

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.00000
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.00000

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　3.66667
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.50000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの

$Q_{21} = 1.00000$

$Q_{22} = 3.66667$

P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

$Q'_{21} = 1.00000$

$Q'_{22} = 3.50000$

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$S_{16} = 1.000$

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.000

S20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　4.25000

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

S21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　4.79500

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

S22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

S23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

S24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　4.98700

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000

S25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400

S26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400

S27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

S28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400

　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

S29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700

　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

S30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500

　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

S令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

0.000

S20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.24158

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.13211

S21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.52579

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.27526

S22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.46684

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29316

S23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　2.55474

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29947

S24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　2.63526

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.38579

S25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　2.737

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.421

S26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　2.684

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.368

S27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　2.579

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.263

S28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　2.5000

　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2526

S29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　2.5105

　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.2632

S30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.91368

　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.66105

S令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.86158

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.62263

$S_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.47600 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100	$S_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.10947 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.11421
$S_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.26700 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900	$S_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14053 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.16263
$S_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.65700 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700	$S_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.34579 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.38263
$S_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.92500 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100	
T_n　平成ｎ年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。	T_n　平成ｎ年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
U_{16} ＝ 1.000	U_{15} ＝ 1.000 U_{16} ＝ 0.526
V_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。	V_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
W_{16} ＝ 1.000	W_{15} ＝ 1.000 W_{16} ＝ 0.526
W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　3.900 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.053 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　3.800 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.000 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　3.800 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.000 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　4.25000 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.24158 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

5.93900

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　4.79500

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　4.68200

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$Y_{16} = 1.000$

Y_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　4.25000

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

Y_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　4.79500

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

Y_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　4.68200

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　4.84700

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　4.98700

3.13211

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.52579

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.27526

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.46684

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29316

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$Y_{15} = 1.000$

$Y_{16} = 0.526$

Y_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.24158

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.13211

Y_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.52579

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.27526

Y_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.46684

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29316

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.55474

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.29947

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.63526

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.38579
Y_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　2.737
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.421
Y_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　2.684
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.368
Y_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　2.579
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.263
Y_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　2.5000
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.2526
Y_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　2.5105
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
3.2632
Y_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.91368
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
2.66105
$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.86158
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
2.62263
$Y_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.10947
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.11421
$Y_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.14053
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.16263
$Y_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.34579
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.38263

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.40000
Y_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.55400
Y_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.400
Y_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.200
Y_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.1700
Y_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.1900
Y_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
6.18400
$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
4.97700
$Y_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
5.12100
$Y_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.30900
$Y_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.72700
$Y_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.98100

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町

村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01700
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02376

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01918
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02486

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01873
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01939
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02503

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01995
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02560

AA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02071
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02622

AA_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AA_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0190

村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01704
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02380

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01920
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02503

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01942
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02508

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02003
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02573

AA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.021
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AA_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AA_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0190

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

AA_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0191

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

AA_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01906

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02474

$AA_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01413

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01991

$AA_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01390

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02048

$AA_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00107

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00124

$AA_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00263

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00291

$AA_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00370

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00392

AB_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

AA_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0191

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

AA_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02022

$AA_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01415

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01993

$AA_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00083

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00087

$AA_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00107

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00124

$AA_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00263

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00291

AB_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970
AC_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108
AC_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124
AC_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AC_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200
AC_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277
AC_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
AC_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AC_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
AC_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
AC_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092
$AC_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
$AC_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738

AC_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
AC_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112
AC_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AC_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135
AC_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217
AC_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
AC_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
AC_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AC_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
AC_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
AC_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01818 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528
$AC_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492
$AC_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02561

$AC_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00155

$AC_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

$AC_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00491

AD　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H_n \times I_n) + \sum_{n=16}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{令4}(L_n \times M_n) + \sum_{n=16}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=21}^{令5}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令5}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令5}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AL_n \times AM_n)$$

$$1{,}740\text{ 円} \times A$$

$$+ \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令5}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令5}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令5}(BC_n \times BD_n) + \sum_{n=29}^{令5}(BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(BU_n \times$$

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00109

$AC_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00155

$AC_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

AD　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\sum_{n=15}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{令4}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令4}(H_n \times I_n) + \sum_{n=15}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=15}^{令3}(L_n \times M_n) + \sum_{n=15}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=20}^{令4}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令4}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令4}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AL_n \times AM_n)$$

$$1{,}740\text{ 円} \times A$$

$$+ \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令4}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令4}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令4}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令4}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令4}(BC_n \times BD_n) + \sum_{n=29}^{令4}(BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{令4}(BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{令4}(BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{令4}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(BU_n \times$$

$$BV_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(BW_n \times BX_n) + BY_{令4} \times BZ_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CA'_n \times CB'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CA''_n \times CB''_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CC_n \times CD_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CC'_n \times CD'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CC''_n \times CD''_n)$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

$$BV_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(BW_n \times BX_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(BY_n \times BZ_n) \times \frac{\gamma}{0.30}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{15} = 0.006$

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01865

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01874

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01877

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01920

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01553

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01966

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.019

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.019

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0186

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01855

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01493

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01536

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00093

0.01867

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01877

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01456

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01881

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01502

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01930

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.019

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.019

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.019

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0186

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01517

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01495

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00065

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00093

$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
D_n	防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
E_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970
E_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108
E_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124
E_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
E_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200
E_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589

$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
D_n	防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
E_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
E_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112
E_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
E_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135
E_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217
E_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03277

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.032

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.031

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0309

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0310

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03092

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02489

$E_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02561

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00155

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

$E_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00491

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和５年度までの各年度においてIs 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.032

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.032

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.031

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0309

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0310

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01818

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02528

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02492

$E_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00109

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00155

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和 4 年度までの各年度においてIs 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$G_{15} = 0.009$

$G_{16} = 0.005$

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02130

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$G_{16} = 0.005$

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

G_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
G_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
G_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01818 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528
$G_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492
$G_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00104 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109
$G_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
$G_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
H_n	防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
I_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03215 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04169
I_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03140 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04192

G_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
G_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
G_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092
$G_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
$G_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
$G_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
$G_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$G_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
H_n	防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
I_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03213 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04165
I_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03137 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04185

I_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03247
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04192
I_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03341
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04288
I_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03469
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04391
I_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.034
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.043
I_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.033
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.042
I_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0318
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0413
I_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0320
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0415
I_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03193
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04143
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02367
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03335
$I_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02329
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03431
$I_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00179
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00207
$I_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00440
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00487
$I_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00620

I_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03252
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04200
I_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03355
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04310
I_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.035
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.043
I_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.034
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.043
I_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.033
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.042
I_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0318
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0414
I_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0320
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0415
I_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02436
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03388
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02370
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03339
$I_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00139
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00145
$I_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00179
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00207
$I_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00440
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00487

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00657

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{16} ＝ 0.005

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{16} ＝ 0.009
M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05345
M_{21} ＝ 0.05594
M_{22} ＝ 0.05622
M_{23} ＝ 0.05631
M_{24} ＝ 0.05760
M_{25} ＝ 0.05899
M_{26} ＝ 0.057
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0555
M_{29} ＝ 0.0557
M_{30} ＝ 0.05566
$M_{令元}$ ＝ 0.04479
$M_{令2}$ ＝ 0.04609
$M_{令3}$ ＝ 0.00278
$M_{令4}$ ＝ 0.00654

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{15} ＝ 0.009
K_{16} ＝ 0.005

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{15} ＝ 0.017
M_{16} ＝ 0.009
M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05356
M_{21} ＝ 0.05601
M_{22} ＝ 0.05631
M_{23} ＝ 0.05642
M_{24} ＝ 0.05790
M_{25} ＝ 0.058
M_{26} ＝ 0.058
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0556
M_{29} ＝ 0.0558
M_{30} ＝ 0.04550
$M_{令元}$ ＝ 0.04485
$M_{令2}$ ＝ 0.00195
$M_{令3}$ ＝ 0.00278

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$O_{16} = 0.009$

$O_{17} = 0.000$

$O_{18} = 0.000$

$O_{19} = 0.000$

$O_{20} = \underline{0.05345}$

$O_{21} = \underline{0.05594}$

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度及び昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$O_{15} = 0.017$

$O_{16} = 0.009$

$O_{17} = 0.000$

$O_{18} = 0.000$

$O_{19} = 0.000$

$O_{20} = \underline{0.05356}$

$O_{21} = \underline{0.05601}$

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度及び昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予

算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度から昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団

算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度から昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団

体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03515

エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921

U_{25}　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01416

体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{20} = 0.01354

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03515

エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921

U_{25}　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03540

U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049

エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135

イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津

イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049

エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135

イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津

町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U令2　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U令3　ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U令4　ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599

町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U令2　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U令3　ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U令4　ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599

エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令５ ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431

イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647

ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862

エ　神奈川県川崎市に係るもの　0.03390

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相

エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相

当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01700
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02376

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01918
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02486

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01873
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01704
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02380

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01920
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02503

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01275
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782
AA_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865
AA_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874
AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920
AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。
AC_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865
AC_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874
AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。
AE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01278
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785
AA_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867
AA_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881
AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01502
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930
AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。
AC_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867
AC_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881
AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。
AE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480

AG_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588

AG_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

AG_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

AG_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

AG_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

AG_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329

$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484

$AG_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

AE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03505

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04503

AG_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.036

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

AG_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.036

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

AG_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

AG_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

AG_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434

AG_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02545

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03539

$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02476

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03488

$AG_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585

$AG_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$AG_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$AG_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

AH_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{24} ＝ 0.03200

AI_{25} ＝ 0.03277

AI_{26} ＝ 0.032

AI_{27} ＝ 0.031

AI_{28} ＝ 0.0309

AI_{29} ＝ 0.0310

AI_{30} ＝ 0.03092

$AI_{令元}$＝ 0.02489

$AI_{令2}$＝ 0.02561

$AI_{令3}$＝ 0.00155

$AI_{令4}$＝ 0.00364

$AI_{令5}$＝ 0.00491

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.032

AK_{27} ＝ 0.031

AK_{28} ＝ 0.0309

AK_{29} ＝ 0.0310

AK_{30} ＝ 0.03092

$AK_{令元}$＝ 0.02489

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00152

$AG_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$AG_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

AH_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{24} ＝ 0.03217

AI_{25} ＝ 0.032

AI_{26} ＝ 0.032

AI_{27} ＝ 0.031

AI_{28} ＝ 0.0309

AI_{29} ＝ 0.0310

AI_{30} ＝ 0.02528

$AI_{令元}$＝ 0.02492

$AI_{令2}$＝ 0.00109

$AI_{令3}$＝ 0.00155

$AI_{令4}$＝ 0.00364

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.032

AK_{27} ＝ 0.031

AK_{28} ＝ 0.0309

AK_{29} ＝ 0.0310

AK_{30} ＝ 0.02528

$AK_{令元}$＝ 0.02492

AK 令2＝0.02561
AK 令3＝0.00155
AK 令4＝0.00364
AK 令5＝0.00491

ALn　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AM27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AM28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AM29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
AM30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021
AM 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998
AM 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042
AM 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170
AM 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
AM 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474
　　イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AK 令2＝0.00109
AK 令3＝0.00155
AK 令4＝0.00364

ALn　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AM27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AM28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
AM29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
AM30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02411
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03026
AM 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001
AM 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00113
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117
AM 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170
AM 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

の　0.00499

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び令和２年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の

率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$AT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$AT_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$AT_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$AT_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$AT_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

AW_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において

率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01818

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528

$AT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

$AT_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

$AT_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$AT_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

AW_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において

発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$AX_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$AX_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$AX_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$AX_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$AX_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

α　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01091

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$AX_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$AX_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$AX_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$AX_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に-0.50を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超え

るときは 0.500 とする。

AY_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$AZ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$AZ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$AZ_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$AZ_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

β　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条

るときは 0.500 とする。

AY_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$AZ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$AZ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$AZ_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$AZ_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$AZ_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

β　当該市町村の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$BB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$BB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$BB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

BD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$BB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01043
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$BB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

BD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01855

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0310

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03092

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02489

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$BF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02561

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$BF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00155

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$BF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00364

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

の　0.01517

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0310

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02528

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02492

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

$BF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00109

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

$BF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00155

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$BF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00364

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00364

$BF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00491
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02383
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$BH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$BH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$BH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BH_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BI_n　地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$BJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

0.00364

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01818
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02528

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

$BH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

$BH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$BH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BI_n　地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01091
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$BJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$BJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00062

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

BJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BK_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

BL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

BL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

BL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BM_n　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

BJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BK_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

BL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

BL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

BL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BM_n　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分

第明治三二十種五郵年三月物三十一可日

△

○

に係るものを除く。）の額に相当する額

BN 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

BN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

BN 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BN 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BN 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BO_n　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BP 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

BP 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

BP 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BP 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BP 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BQ_n　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方

○

に係るものを除く。）の額に相当する額

BN 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

BN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

BN 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BN 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BO_n　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BP 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492

BP 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

BP 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BP 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BQ_n　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方

債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BR令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
BR令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
BR令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
BR令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
BR令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BSn　アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BT令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
BT令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
BT令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
BT令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
BT令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BUn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ

債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BR令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492
BR令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109
BR令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
BR令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BSn　アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BT令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01769
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02492
BT令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00104
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109
BT令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
BT令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BUn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ

年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BWn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるとき

年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BWn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

BYn　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるとき

は 0.500 とする。

CA_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

CA'_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB'_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CA''_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB''_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

CC_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

は、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CD$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

CC'$_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CD'$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC"$_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CD"$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行

について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(H_n \times I_n)}{1{,}024{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{B_{15} \times C_{15} + \sum_{n=15}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=18}^{令4}(H_n \times I_n)}{1{,}022{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令4}(J_n \times K_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_{15}　平成 15 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{15} = 0.006$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

$E_{15} = 0.006$

$E_{16} = 0.003$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{16} ＝ 0.005

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02650
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02650

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02692
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02692

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02642

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{15} ＝ 0.009

G_{16} ＝ 0.005

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

H_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

I_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

I_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

I_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02653

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02693
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02644

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02642

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02552
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02552

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02583
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02583

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02653

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.026

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.025

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0243

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0241

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02407

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02365

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02379

$G_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00153

$G_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02644

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02555
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02555

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02591
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02591

I_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.027

I_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.026

I_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.025

I_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0243

I_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0241

I_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02411
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02411

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02368

$I_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00113
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00113

$I_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00153

$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

	0.00345
$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00474
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00474
$\underline{H_n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
$\underline{I_{令2}}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.07097
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07102
$\underline{I_{令3}}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.07120
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07151
$I_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.07384
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07441
$I_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.07596
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07645
	0.00345
$\underline{J_n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
$\underline{K_{令2}}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.07110
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07116
$\underline{K_{令3}}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.07135
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07169
$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.07415
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07477

［６　略］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.080）×0.843 ［略］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.010）×31.9 （A／B－1.010）が負数のときは、0とする。 ［略］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.010）×0.270 ［略］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.079）×0.939 ［略］

［２　略］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補

［６　同上］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.046）×0.847 ［同左］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.008）×31.7 （A／B－1.008）が負数のときは、0とする。 ［同左］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.007）×0.274 ［同左］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.044）×0.942 ［同左］

［２　同上］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補

正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.2 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.2 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.016｝×0.3／58.7 ［略］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.018｝×0.3／38.0×β－（α－β）×0.3／38.0 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.130｝×9.0＋［D×1.72／1.74＋｛（B－A）／A－0.018｝×38.0×β－（α－β）×38.0－｛（C－A）／A－0.130｝×9.0］×［0.2＋0.4×｛（C－A）／C－0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１

正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.016｝×0.5／58.3 ［同左］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.018｝×0.5／37.6×β－（α－β）×0.5／37.6 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.130｝×9.3＋［D×1.72／1.74＋｛（B－A）／A－0.018｝×37.6×β－（α－β）×37.6－｛（C－A）／A－0.130｝×9.3］×［0.4＋0.3×｛（C－A）／C－0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１

項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第 42 条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 1 項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第 2 条第 2 項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第 7 条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第 2 条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.018｝、｛（B － A）／A － 0.018｝× 0.3 × 38.0 ×β－（α－β）× 0.3 × 38.0、｛（C － A）／A － 0.130｝、｛（B － A）／A － 0.018｝× 38.0 ×β－（α－β）× 38.0 又は D × 1.72 ／ 1.74 ＋｛（B － A）／ A － 0.018｝× 38.0 ×β－（α－β）× 38.0 －｛（C － A）／A － 0.130｝× 9.0 が負数となる

項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第 42 条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 1 項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第 2 条第 2 項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第 7 条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第 2 条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.018｝、｛（B － A）／A － 0.018｝× 0.5 × 37.6 ×β－（α－β）× 0.5 × 37.6、｛（C － A）／A － 0.130｝、｛（B － A）／A － 0.018｝× 37.6 ×β－（α－β）× 37.6 又は D × 1.72 ／ 1.74 ＋｛（B － A）／ A － 0.018｝× 37.6 ×β－（α－β）× 37.6 －｛（C － A）／A － 0.130｝× 9.3 が負数となる

	［11　略］ 111　学校数急減補正	［略］ 小学校費 中学校費	［略］ 学校数 学校数	ときは、それぞれ0とする。 αが 3.315 を超えるときは 3.315 とする。 βが 3.315 を超えるときは 3.315 とする。 ［0.2 ＋ 0.4 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］が 0.6 を超えるときは 0.6 とし、0.2 を下回るときは 0.2 とする。 ［略］ ［略］ 算式 （（B － A）× 1.0 ＋（C － B）× 1.0 ＋（D － C）× 0.9 ＋（E － D）× 0.6 ＋（F － E）× 0.3）／A （B － A）、（C － B）、（D － C）、（E － D）又は（F － E）が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C、D、E、Fのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B － A）、（C － B）、（D － C）、（E － D）及び（F － E）は0とする。 算式の符号 A　当該市町村のその年の5月1日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学校数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学校数（ただし、在学児童又は在学生徒を有しない学校の数を除く。以下この号において「学校数」という。） ［略］
	［11　同上］ 111　学校数急減補正	［同上］ 小学校費 中学校費	［同上］ 学校数 学校数	ときは、それぞれ0とする。 αが 3.335 を超えるときは 3.335 とする。 βが 3.335 を超えるときは 3.335 とする。 ［0.4 ＋ 0.3 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］が 0.7 を超えるときは 0.7 とし、0.4 を下回るときは 0.4 とする。 ［同左］ ［同上］ 算式 （（B － A）× 1.0 ＋（C － B）× 1.0 ＋（D － C）× 0.9 ＋（E － D）× 0.6 ＋（F － E）× 0.3）／A （B － A）、（C － B）、（D － C）、（E － D）又は（F － E）が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C、D、E、Fのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B － A）、（C － B）、（D － C）、（E － D）及び（F － E）は0とする。 算式の符号 A　当該市町村のその年の5月1日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学校数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学校数（ただし、在学児童又は在学生徒を有しない学校の数を除くこととする。以下この号において「学校数」という。） ［同左］

四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.5）／A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.205）×B×2.79＋（E／C－1.216）×C×0.15 （D／B－1.205）又は（E／C－1.216）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［略］

［２　略］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［略］

［２　略］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

区分	算定方法
都道府県	１　当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）に分離課税所得割交付金の交付見込額を加算した額から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（法附則第七条の二第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未

四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.5 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.7）／A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.205）×B×2.75＋（E／C－1.216）×C×0.17 （D／B－1.205）又は（E／C－1.216）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［同左］

［２　同上］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［同上］

［２　同上］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

区分	算定方法
都道府県	１　当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）に分離課税所得割交付金の交付見込額を加算した額から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（地方交付税法附則第七条の二第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円

満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）から道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（同項第二号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）を控除した額並びに地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を除いた額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）の合算額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額との合算額から分離課税所得割交付金の交付見込額を控除した額の合計額を三で除して算定する。

［2　略］

市町村

1　当該市町村に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）から地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（法附則第七条の二第二項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）並びに分離課税所得割交付金の収入見込額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額並びに分離課税所得割交付金の収入見込額の合算額の合計額を三で除して算定する。

［2　略］

［4　略］

第三章　基準財政収入額の算定方法

満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）から道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（同項第二号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）を控除した額並びに地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を除いた額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）の合算額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額との合算額から分離課税所得割交付金の交付見込額を控除した額の合計額を三で除して算定する。

［2　略］

市町村

1　当該市町村に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）から地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（地方交付税法附則第七条の二第二項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）並びに分離課税所得割交付金の収入見込額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額並びに分離課税所得割交付金の収入見込額の合算額の合計額を三で除して算定する。

［2　同上］

［4　同上］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四二円に令和五年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(81,400円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.988－F－G＋H］×0.75

81,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(81,400円×α)×A及び｛(81,400円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.988に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×1.090

算式の符号

c　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

一、一〇九円に令和四年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(79,400円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

79,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(79,400円×α)×A及び｛(79,400円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×1.020

算式の符号

c　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

e　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」

税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.093）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.057 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の４及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.041 を乗じて得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 5 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75 − K

I × 0.986 × 0.75 及び J × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第 75 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和６年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.047）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.001 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 3 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 4 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.037 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.986 × 0.75 − I × 0.986 × 0.75

H × 0.986 × 0.75 及び I × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 61 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和 5 年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

算式

g × 0.986 × 0.25 − h × 0.986 × 0.25

g × 0.986 × 0.25 及び h × 0.986 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和６年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［略］

α　1.05

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛(A × 0.05 − B) × 1.176｝× 0.75 − (C × 1.285) × 0.75

［略］

［二・三　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛(A × 0.05 − B) × α｝× 0.75 − (C × β) × 0.75

算式の符号

［略］

α　0.942

β　0.943

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.01

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛(A × 0.05 − B) × 1.471｝× 0.75 − (C × 1.592) × 0.75

［同左］

［二・三　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛(A × 0.05 − B) × α｝× 0.75 − (C × β) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.257

β　1.249

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.962

β　0.965

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,639千円×（A × B）＋1,310千円×（C × D）｝× 0.03709

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　Aに0.023を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β −（A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.93

β　0.96

γ　0.075

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00595975）× 0.75 −（A × 0.00286316）× 0.75 ＋（A × 0.00715170）× 0.75 −（A × 0.00345486）× 0.75

［略］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00327209）× 0.75 −（A × 0.00156945）× 0.75 ＋（A × 0.00392651）× 0.75 −（A × 0.00189577）× 0.75

［略］

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.103

β　1.098

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,069千円×（A × B）＋1,263千円×（C × D）｝× 0.03705

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　Aに0.022を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β −（A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.90

β　0.94

γ　0.07

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00611477）× 0.75 −（A × 0.00303342）× 0.75 ＋（A × 0.00733772）× 0.75 −（A × 0.00366011）× 0.75

［同左］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00357008）× 0.75 −（A × 0.00173102）× 0.75 ＋（A × 0.00428409）× 0.75 −（A × 0.00209026）× 0.75

［同左］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝ × 0.02106

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B　前年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝ × 0.02095

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B　前年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった

）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.8025

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

算式の符号

A　前々年度の 3 月 1 日から前年度の 2 月末日までの間の当該都道府県の区域内における地方税法第 74 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第 74 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が 500 未満であるときは 0 とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。）

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十一条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 52,900 円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［略］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（91,500 円× α）×（A × 0.983）

（91,500 円× α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.983）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,900 円× α）×（A × 0.915）+（29,800 円× β）×（B × 0.915）+（5,900 円× γ）×（C × 0.915）+（9,900 円× δ）× D

（25,900 円× α）、（29,800 円× β）、（5,900 円× γ）及び（9,900 円× δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.915）、（B × 0.915）及び（C × 0.915）に整

場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.8025

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

算式の符号

A　前々年度の 3 月 1 日から前年度の 2 月末日までの間の当該都道府県の区域内における地方税法第 74 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第 74 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が 500 未満であるときは 0 とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。）

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十一条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 52,600 円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［同上］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（61,300 円× α）×（A × 0.981）

（61,300 円× α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.981）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,100 円× α）×（A × 0.913）+（29,900 円× β）×（B × 0.913）+（6,100 円× γ）×（C × 0.913）+（9,900 円× δ）× D

（26,100 円× α）、（29,900 円× β）、（6,100 円× γ）及び（9,900 円× δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.913）、（B × 0.913）及び（C × 0.913）に整

数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の３及び第12条の４第３項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第３項及び第14条第６項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

［略］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によって鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によって鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類		表示単位	額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	一〇〇円
	採掘鉱区	面積（百アール）	一九九
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	一四九

数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち道路運送車両法第15条第１項の規定による永久抹消登録をする場合、同法第13条第１項の規定による移転登録及び同法第16条第１項の規定による一時抹消登録を同時にする場合並びに同法第13条第１項の規定による移転登録及び同法第15条の２第１項の規定による輸出抹消仮登録を同時にする場合の手続に伴う地方税法第177条の13の規定による申告がされた自動車であって、その年の３月末日までに申告の事由が生じ、かつ、当該事由が生じた日から15日以内に当該申告がされた自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の３及び第12条の４第３項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第３項及び第14条第６項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

［同左］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によって鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によって鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類		表示単位	額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	一〇〇円
	採掘鉱区	面積（百アール）	一一〇〇
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	一五〇

性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	採掘鉱区	面積（百アール）	二九九
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの	面積（百アール）	一四九
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一四九
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四八

二　当該年度の四月一日現在において日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている探査権の共同開発鉱区（以下この号において「探査鉱区」という。）及び採掘権の共同開発鉱区（以下この号において「採掘鉱区」という。）について、十六円に当該都道府県に係る探査鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額と九十九円に当該都道府県に係る採掘鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額の合算額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十八項若しくは第四十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項若しくは第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「令和三年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第二項若しくは第七項、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下「令和四年地方税法等改正法」という。）附則第十三条第四項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「令和六年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第五項若しくは第六項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格

性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	採掘鉱区	面積（百アール）	三〇〇
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの	面積（百アール）	一五〇
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一五〇
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四五〇

二　当該年度の四月一日現在において日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている探査権の共同開発鉱区（以下この号において「探査鉱区」という。）及び採掘権の共同開発鉱区（以下この号において「採掘鉱区」という。）について、一七円に当該都道府県に係る探査鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額と一〇〇円に当該都道府県に係る採掘鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額の合算額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十二項若しくは第四十二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「令和三年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第二項若しくは第七項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下「令和四年地方税法等改正法」という。）附則第十三条第四項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十二項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法

に、地方税法附則第十五条第四十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第六十四条及び令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二・三　略］

四　前年度以前の各年度における前三号に掲げる都道府県の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九五一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第三号及び第三十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第二号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項及び令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号八に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第六十四条及び令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二・三　同上］

四　前年度以前の各年度における第一号から前号までの各号に掲げる都道府県の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九〇〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五二を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇一二を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、八六〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、二二八円を乗じて得た額

［二　略］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下「改正前の地方道路譲与税法」という。）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に〇・九八〇を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に一・〇六四を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九七五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・一一四を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十九条の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇〇〇を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八八円を乗じて得た額

［二　同上］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（150,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.990－F－G＋H］×0.75

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A及び｛（（150,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.102

算式の符号

c　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から令和５年度の市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.137）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.083を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に1.057を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の12の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に1.041を乗じ

算式

［｛（（145,400円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

145,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（145,400円×α）×A及び｛（（145,400円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.021

算式の符号

c　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.043）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.003を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

て得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 5 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 146,471

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75) + K

I × 0.986 × 0.75、J × 0.986 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和６年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

i　符号 I に同じ。

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 3 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 4 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.037 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 144,080

算式の符号

g　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(H × 0.986 × 0.75 − I × 0.986 × 0.75) + J

H × 0.986 × 0.75、I × 0.986 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

I　令和 5 年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

i　符号 H に同じ。

j　符号Jに同じ。

［ⅲ］　略］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.09（ただし、別表第十三に定める市町村にあつては同表の率とする。）

［ⅱ］　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）+（$A_2 \times B_2$）+（$A_3 \times B_3$）+（$A_4 \times B_4$）+（$A_5 \times B_5$）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7455

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第9項、第16項、第19項、第31項から第34項まで、第37項、第38項及び第42項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の3第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の4第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第32項、第37項、第38項及び第42項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第15条第38項及び令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項に係るものにあつては2分の1、地方税法附則第15条第32項及び第37項に係るものにあつては3分の2、同条第42項に係るものにあつては4分の3として算

j　符号Iに同じ。

［ⅲ］　同上］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.97

［ⅱ］　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）+（$A_2 \times B_2$）+（$A_3 \times B_3$）+（$A_4 \times B_4$）+（$A_5 \times B_5$）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7395

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第9項、第16項、第19項、第31項から第35項まで、第38項、第39項及び第43項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の3第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の4第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第32項、第33項、第38項及び第43項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同条第32項に係るものにあつては2分の1、同条第33項及び第38項に係るものにあつては3分の2、同条第43項に係るものにあつては4分の3として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

定した額とする。）として総務大臣が調査した額

D　地方税法附則第29条の５第１項、第３項、第７項及び第８項の規定により当該年度において徴収を免除、又は猶予した額

［略］

F　地方税法附則第29条の５第11項及び第12項の規定により前年度中に還付すべきこと必定した税額

［略］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項及び第三十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第十六条第二項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項及び第二十二項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項

D　地方税法附則第29条の５第１項、第３項、第７項及び第８項の規定により当該年度において徴収を免除、又は猶予した額

［同左］

F　地方税法附則第29条の５第11項及び第12項の規定により前年度中に還付すべきこと必定した税額

［同左］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項、第三十二項及び第三十九項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第十六条第二項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項、第二十二項及び第三十二項、平成三十年地方税法

並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項ただし書、第二十二項第二号及び第三号並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十二項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第十六条の三第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の九の三第一項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の一、同法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七四五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十八項若しくは第四十一項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項若しくは第七項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項又は令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項若しくは第六項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十二項若しくは第四十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項若しくは第七項又は令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十二項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第三号及び第三十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第二号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項及び令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前

る改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　略］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇四四七五を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における前三号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇四四七五をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　［略］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

B／Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（B／A）／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（B／A）／α｝×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛（B／A）／α｝×βに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　22,573

β　29,234

3　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げる

の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号ハに係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、令和三年地方税法等改正法附則第十五条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　同上］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三九五を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三九五をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　［同上］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

B／Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（B／A）／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（B／A）／α｝×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛（B／A）／α｝×βに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　20,922

β　19,741

3　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げる

ものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七〇を乗じて得た額

［表　略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,900円×β)×B｝］×0.970

ただし、(7,800円×α)及び(1,900円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,900円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,806)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／1,939)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×4.9140－C

(A×B)が500未満であるときは０とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［略］

B　次の算式によって算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

ものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

［表　同上］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(2,000円×β)×B｝］×0.972

ただし、(7,800円×α)及び(2,000円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(2,000円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,800)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／1,971)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×4.9140－C

(A×B)が500未満であるときは０とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によって算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.9723$

$\sqrt{(a／b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［略］

［略］

（特別土地保有税の基準税額の算定方法）

第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　土地に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（Ａ－Ｃ）×（1.4／100）－（Ｂ－Ｄ）×（1.4／100）｝－Ｅ－（Ｆ－Ｇ＋Ｈ）〕×0.735

算式の符号

Ａ　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第１項又は第587条の２の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額（前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定（以下この号において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等による額（同法第６条の規定により当該市町村が課税をしないこととしている土地に係る課税標準となるべき取得価額を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

［略］

Ｆ　地方税法第601条第３項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、第603条第３項、第603条の２第６項、附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて前年度中に徴収猶予した税額

Ｇ　地方税法第601条第５項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額（同法附則第31条の３の２第１項の認定を受けない決定をした額を除く。）及び同法第603条の２第６項、附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて徴収猶予されていた者が、前年度中に同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けないこととなつた場合における当該税額

Ｈ　地方税法第601条第７項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２第７項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.9724$

$\sqrt{(a／b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［同左］

［同左］

（特別土地保有税の基準税額の算定方法）

第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　土地に対して課する分

次の算式によつて算定した額。

算式

〔｛（Ａ－Ｃ）×（1.4／100）－（Ｂ－Ｄ）×（1.4／100）｝－Ｅ－（Ｆ－Ｇ＋Ｈ）〕×0.735

算式の符号

Ａ　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第１項、第587条の２、同法附則第31条の２、第39条第６項又は同条第７項の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額（前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定（以下この号において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等による額（地方税法第６条の規定により当該市町村が課税をしないこととしている土地に係る課税標準となるべき取得価額を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

［同左］

Ｆ　地方税法第601条第３項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（同法第602条第２項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、第603条第３項、第603条の２第６項、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて前年度中に徴収猶予した税額

Ｇ　地方税法第601条第５項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２の２第３項、附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第３項において準用する場合を含む。）、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額（同法附則第31条の３の２第１項の認定を受けない決定をした額を除く。）並びに同法第603条の２第６項、同法附則第31条の３の２第３項又は第31条の３の３第２項の規定によつて徴収猶予されていた者が、前年度中に同法第603条の２第１項、同法附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けないこととなつた場合における当該税額

Ｈ　地方税法第601条第７項（同法第602条第２項、第603条第４項、第603条の２第７項、第603条の２の２第３項、同法附則第31条の３の２第４項及び第31条の３の３第

において準用する場合を含む。）の規定によつて前年度中に還付すべきことが確定した税額（同法第603条の２第６項ただし書、附則第31条の３の２第３項ただし書又は第31条の３の３第２項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けた場合における当該税額のうち未納となつていた額を含む。）

二　土地の取得に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（A－C）×（3／100）－（B－D）×（4／100）｝－E－（F－G＋H）〕×0.735

算式の符号

A　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第２項若しくは附則第31条の２の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額

［略］

［三　略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・二八五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九四三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九六五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

3項において準用する場合を含む。）の規定によつて前年度中に還付すべきことが確定した税額（同法第603条の２第６項ただし書、附則第31条の３の２第３項ただし書又は第31条の３の３第２項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けた場合における当該税額のうち未納となつていた額を含む。）

二　土地の取得に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（A－C）×（3／100）－（B－D）×（4／100）｝－E－（F－G＋H）〕×0.735

算式の符号

A　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第２項、附則第31条の２、第31条の２の２、第38条第４項、第39条第６項若しくは同条第７項の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額

［同左］

［三　同上］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・二四九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・〇九八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α及びA × α × B ／ Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　0.075

二　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号

［略］

B　前年度における令和６年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

α × 0.5 ×（a ／ b ＋ c ／ d）× 0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する人口（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の４の規定の適用を受ける市町村については当該規定による人口とする。）とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する従業者数（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の５の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者とする。）とする。以下この条において同じ。）

d　市町村の属する道府県従業者数（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村従業数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

｛（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α及びA × α × B ／ Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　0.07

二　令和五年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号

［同左］

B　前年度における令和５年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

a × α × 0.75

算式Ⅰの符号

a　地方税法第72条の115第１項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金の額

α　1.031

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\beta \times (a \diagup b) \times 0.75$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口

b　市町村の属する道府県人口

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九六一を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a \diagup b)} \times 0.81559$

$(a \diagup b)$、$\sqrt{(a \diagup b)}$ 及び $\sqrt{(a \diagup b)} \times 0.81559$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

［略］

算式Ⅱ

$b \times \beta \times 0.75$

算式Ⅱの符号

b　地方税法第72条の115第２項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金の額

β　1.031

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九四六を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a \diagup b)} \times 0.7479$

$(a \diagup b)$、$\sqrt{(a \diagup b)}$ 及び $\sqrt{(a \diagup b)} \times 0.7479$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.81559$

$(a／b)$、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times 0.81559$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

［略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九八八を乗じて得た額

［二　略］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7479$

$(a／b)$、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times 0.7479$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第三条に係る額を含む。）の合算額に〇・九七八を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に〇・九八〇を乗じて得た額

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九七〇を乗じて得た額

［二　同上］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三

月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五二を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇一一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、一一、四四〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を市町村譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖縄振興法等改正法」という。）附則第八条、半島振興法第十七条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、山村振興法第十四条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村

月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に一・〇六四を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九七五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・一三三を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十八条の規定によつて森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に〇・九九九を乗じて得た額とする。

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖縄振興法等改正法」という。）附則第八条、半島振興法第十七条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、山村振興法第十四条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村

地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次条において「地域未来投資促進法」という。）第二十六条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によって都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　事業税

㈠及び㈡によって算定した額の合算額とする。

㈡　個人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$A\times 0.0375+B\times(0.0375-C\times 0.75)+D\times 0.03+E\times(0.03-F\times 0.75)+G\times(0.0375-H\times 0.75)+I\times(0.0375-J\times 0.75)+K\times(0.0375-L\times 0.75)+M\times 0.01875\times\alpha+N\times 0.009375\times\alpha+O\times 0.0046875\times\alpha+P\times(0.0375-Q\times 0.75)\times\alpha+R\times(0.0375-S\times 0.75)\times\alpha+T\times(0.0375-U\times 0.75)\times\alpha$

算式の符号

［略］

Ｔ　符号Ｐに同じ。この場合において、符号Ｐ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

［略］

㈢　略

［二・三　略］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項

地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次条において「地域未来投資促進法」という。）第二十六条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によって都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　事業税

㈠及び㈡によって算定した額の合算額とする。

㈡　個人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$A\times 0.0375+B\times(0.0375-C\times 0.75)+D\times 0.03+E\times(0.03-F\times 0.75)+G\times(0.0375-H\times 0.75)+I\times(0.0375-J\times 0.75)+K\times(0.0375-L\times 0.75)+M\times 0.01875\times\alpha+N\times 0.009375\times\alpha+O\times 0.0046875\times\alpha+P\times(0.0375-Q\times 0.75)\times\alpha+R\times(0.0375-S\times 0.75)\times\alpha+T\times(0.0375-U\times 0.75)\times\alpha$

算式の符号

［同左］

Ｔ　符号Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

［同左］

㈢　同上

［二・三　同上］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項

各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$

算式の符号

［略］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受けるもの並びに地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定（この条においては、水特法第十三条の規定を含む。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度分に係るものに限る。

［略］

［二　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和六年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和五年度までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和五年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A-B)\times\alpha+B$

各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$

算式の符号

［同左］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受けるもの並びに地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度分に係るものに限る。

［同左］

［二　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和五年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和四年度までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和四年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A-B)\times\alpha+B$

（A － B）が負数となるときは0とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の4月1日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前9年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前7年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前5年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～4　略］

5　前項の場合において、同項本文の規定によつて基準財政需要額から減額し、若しくは基準財政

（A － B）が負数となるときは0とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の4月1日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前9年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前7年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前5年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～4　同上］

5　前項の場合において、同項本文の規定によつて基準財政需要額から減額し、若しくは基準財政

収入額に加算すべき額の合算額又は同項ただし書の規定によつて基準財政需要額から減額すべき額が、当該錯誤に係る措置をしないこととした場合における当該年度の各合併関係市町村の財源不足額（同項の規定によつて基準財政需要額に加算し、又は基準財政収入額から減額すべき額があるときは、当該措置をした後の額とする。）の合算額を超えるときは、当該加算し、又は減額する額の合算額は、当該財源不足額の合算額に相当する額とする。

［６　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～十　略］

十一　中学校の生徒数、学級数及び学校数

前三号の規定に準じてそれぞれ合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

［十二・十三　略］

［削る］

十四　市部人口

第一号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

十五　十八歳以下人口

第五条第一項の表中二十九の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の十八歳以下人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における十八歳以下人口を合併関係市町村の区域に係る平成二十二年十八歳以下人口によつて按分したものとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の十八歳以下人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における十八歳以下人口を合併関係市町村

収入額に加算すべき額の合算額又は前項ただし書の規定によつて基準財政需要額から減額すべき額が、当該錯誤に係る措置をしないこととした場合における当該年度の各合併関係市町村の財源不足額（同項の規定によつて基準財政需要額に加算し、又は基準財政収入額から減額すべき額があるときは、当該措置をした後の額とする。）の合算額を超えるときは、当該加算し、又は減額する額の合算額は、当該財源不足額の合算額に相当する額とする。

［６　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～十　同上］

十一　中学校の生徒数、学級数及び学校数

第八号から前号までの規定に準じてそれぞれ合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

［十二・十三　同上］

十四　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

第五条第一項の表第二十七号の規定によつて算定した当該新市町村に係る幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、平成二十七年四月一日以前に合併を行つた場合においては、算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立幼稚園に在学する幼児数によつて按分するものとする。

十五　市部人口

第一号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

［新設］

の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における十八歳以下人口によつて按分したものとする。

十六　六十五歳以上人口

前号の規定に準じて合併関係市町村に按分するものとする。この場合において、「第五条第一項の表中二十九」とあるのは、「第五条第一項の表中三十」と、「十八歳以下人口」とあるのは、「六十五歳以上人口」と読み替えるものとする。

十七　七十五歳以上人口

第十五号の規定に準じて合併関係市町村に按分するものとする。この場合において、「第五条第一項の表中二十九」とあるのは、「第五条第一項の表中三十一」と、「十八歳以下人口」とあるのは、「七十五歳以上人口」と読み替えるものとする。

［十八～三十一　略］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　略］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に

十六　六十五歳以上人口

第五条第一項の表中三十の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の六十五歳以上人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における六十五歳以上人口を合併関係市町村の区域に係る平成二十二年六十五歳以上人口によつて按分したものとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の六十五歳以上人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における六十五歳以上人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における六十五歳以上人口によつて按分したものとする。

十七　七十五歳以上人口

前号の規定に準じて合併関係市町村に按分するものとする。

［十八～三十一　同上］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　同上］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に

			限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数、市町村立専門学校入学金減免対象学生数、市町村立大学支援拡充分対象学生数、市町村立短期大学支援拡充分対象学生数、市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数及び市町村立専門学校支援拡充分対象学生数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用いて算定する。
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度	一として算定する。	［略］	［略］
「社会福祉費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者を除く。）及び訪問系サービス利用者数を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	［略］	

			限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村に所在する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）に在学する幼児の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分し、市町村立の認定こども園に在籍する一号認定子どもの数（追加分）、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数及び市町村立専門学校入学金減免対象学生数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第六号１算式イの符号Ｃにあつては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度	私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第六号２算式の符号Ｃにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。	［同上］	［同上］
「社会福祉費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動系サービス利用者数及び訪問系サービス利用者数を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分し、前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、		

前年度私立保育所等在籍人員数、前年度子育てのための施設等利用給付支給額、前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数及び第九条第一項の表市町村の項第八号１算式ア(1)の符号α及び算式ア(2)の符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、私立認定こども園在籍人員数、保育所等における障害児受入人員数、障害児保育のための加配職員数、児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。

「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道資本費、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村立大学附属病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額、市町村立看護師等養成所生徒数並びに公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額及び公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七㈥割軽減保険料軽減者数、七㈥割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、一般被保険者世帯等数及び一般被保険者数を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の五㈣割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五㈣割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の前年度九月三十日現在一般被保険者数及び前年度九月三十日現在一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分した数値を用いて算定する。
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市

「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道資本費、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村立大学附属病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額並びに市町村立看護師等養成所生徒数を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金及び市町村上水道一般会計出資債同意等額にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七㈥割軽減保険料軽減者数、七㈥割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、一般被保険者世帯等数及び一般被保険者数を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の五㈣割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の前年度九月三十日現在一般被保険者数及び前年度九月三十日現在一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分した数値を用いて算定する。

町村の障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者に限る。）を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分し、前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、前年度私立保育所等在籍人員数、前年度子育てのための施設等利用給付支給額、前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数及び第九条第一項の表市町村の項第十号１算式ア(1)の符号α及び算式ア(2)の符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、私立認定こども園在籍人員数、保育所等における障害児受入人員数、障害児保育のための加配職員数、児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満

）（地方公務員・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	「こども子育て費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村に所在する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）に在学する幼児の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分し、市町村立の認定こども園に在籍する一号認定子どもの数（追加分）にあつては、合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号32算式アの符号Ｃにあつては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。	［略］	［略］
	「こども子育て費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度	私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号33算式の符号Ｃにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。		
	「こども子育て費」に係る密度補正Ⅳに用いる密度	市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号35算式の符号Ｃにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。		
	「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面		

			［同上］	
			［同上］	
	「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、		

積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。	
［略］	［略］

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十四項から第二十三項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］

「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数	当該新市町村の指定都市立小学校教職員数又は指定都市立中学校教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「小学校費」又は「中学校費」のうち学級数を測定単位とするものに係る当該測定単位の数値によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立特別支援学校（小・中学部）教職員数又は指定都市立特別支援学校（高等部）教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「その他の教育費」に係る市町村立特別支援学校（小・中学部）学級数又は市町村立特別支援学校（高等部）学級数によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立小・中学校教職員平均給与月額又は指定都市立特別支援学校教職員平均給与月額を合併関係市町村の当該額（ただし、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該額を零とする。）として算定するものとする。

平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。	
［同上］	［同上］

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十三項から第二十二項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］

「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数	当該新市町村の指定都市立小学校教職員数又は指定都市立中学校教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「小学校費」又は「中学校費」のうち学級数を測定単位とするものに係る当該測定単位の数値によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立特別支援学校（小・中学部）教職員数又は指定都市立特別支援学校（高等部）教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る市町村立特別支援学校（小・中学部）学級数又は市町村立特別支援学校（高等部）学級数によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立小・中学校教職員平均給与月額又は指定都市立特別支援学校教職員平均給与月額を合併関係市町村の当該額（ただし、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該額を零とする。）として算定するものとする。

	「その他の教育費」に係る投資補正Ⅱ係数	［略］
	「保健衛生費」に係る経常態容補正Ⅱ係数	零とする。
	「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数	当該新市町村の虐待相談対応件数を合併関係市町村の児童相談所の数により按分して算定するものとする。
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数		当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「その他の教育費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の

「その他の教育費」のうち幼稚園等の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数		当該新市町村の「その他の教育費」に係る経常態容補正係数とする。
「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る投資補正Ⅱ係数		［同上］
「社会福祉費」に係る普通態容補正係数Ⅱ		当該新市町村の虐待相談対応件数を合併関係市町村の児童相談所の数により按分して算定するものとする。
「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱ		零とする。
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数		当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつて

		市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がないものとした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・八〇四三を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・八〇四三で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	［略］	「消防費」、「道路橋りよう費」のうち道路の延長を測定単位とするもの、「港湾費」のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの及び漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの、「都市計画費」、「公園費」のうち人口を測定単位とするもの、「下水道費」、「そ
		当該新市町村の事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額を次の１、２、３及び４に定める規定に基づき合併関係市町村ごとに分別又は按分して第十二条第五項の規定に準じて算定するものとする。この場合において、同項の表市町村の項第六号算式の符号K、同項第十七号算式Ⅰの符号α並びに同号算式Ⅱの符号α、β、γ、δ及びεについては、当該新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）に係る率をそれぞれ用いることとする。 １　「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係るものに限る。ただし、公共	［略］	

		はその他の市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がないものとした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・七九五三を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・七九五三で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	［同上］	「消防費」、「道路橋りよう費」のうち道路の延長を測定単位とするもの、「港湾費」のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの及び漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの、「都市計画費」、「公園費」のうち人口を測定単位とするもの、「下水道費」、「そ
		当該新市町村の事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額を次の１、２、３及び４に定める規定に基づき合併関係市町村ごとに分別又は按分して第十二条第五項の規定に準じて算定するものとする。この場合において、「道路橋りよう費」のうち道路の延長を測定単位とするもの、「その他の土木費」、「農業行政費」、「林野水産行政費」及び「地域振興費」における同項の表市町村の項の算式の符号中αについては、当該新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）に係る率をそれぞれ用いることとする。 １　「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係るものに限る。ただし、公共	［同上］	

の他の土木費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「社会福祉費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの、「清掃費」、「農業行政費」、「林野水産行政費」並びに「地域振興費」に係る事業費補正係数	下水道等における処理場、ポンプ場及び管路施設の供用開始後二十五年を経過したものに係る事業で、下水道の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さない事業（以下この号において「更新事業」という。）は除く。）のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該額を算定前年度の環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条の規定により公害防止計画が策定された地域に含まれる合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。
［２・３　略］	4　「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係るもの並びに下水道事業債特別措置分発行可能額に係るものを除く。ただし、更新事業は含む。）並びに「下水道費」及び「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの以外の経費の種類に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該額を算定前年度の合併関係市町村

の他の土木費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「社会福祉費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの、「清掃費」、「農業行政費」、「林野水産行政費」並びに「地域振興費」に係る事業費補正係数	下水道等における処理場、ポンプ場及び管路施設の供用開始後二十五年を経過したものに係る事業で、下水道の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さない事業（以下この号において「更新事業」という。）は除く。）のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該額を算定前年度の環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条の規定により公害防止計画が策定された地域に含まれる合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。
［２・３　同上］	4　「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係るもの並びに下水道事業債特別措置分発行可能額に係るものを除く。ただし、更新事業は含む。）並びに「下水道費」及び「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの以外の経費の種類に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの若しくは合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該額を算定前年度の合併関係市

の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分（ただし、合併関係市町村の当該年度の測定単位が零である経費の種類に係るものについては、当該測定単位が零の合併関係市町村以外の合併関係市町村の算定前年度の投資的経費によつて按分）するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

［五～九　略］

［４　略］

５　法第十三条第八項の規定による市町村の区分で合併関係市町村に係るものは、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

第十一条第一項第一号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る人口、人口集中地区人口、経済構造の算定に用いる産業分類別就業者数、宅地平均価格指数の算定に用いる宅地の平均価格、宅地の評価総地積、商工住宅地区の宅地の平均価格及び全宅地の平均価格並びに昼間流入人口、合併関係市町村の市町村役場の所在地とＩの地域の市町村の役場の所在地との最短距離並びに合併関係市町村の区域に係る昼間流出人口については次に定めるところによる。

［(一)～(五)　略］

(六)　昼間流出人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によるこ

の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分（ただし、合併関係市町村の当該年度の測定単位が零である経費の種類に係るものについては、当該測定単位が零の合併関係市町村以外の合併関係市町村の算定前年度の投資的経費によつて按分）するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

［五～九　同上］

［４　同上］

５　法第十三条第八項の規定による市町村の区分で合併関係市町村に係るものは、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

第十一条第一項第一号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る人口、人口集中地区人口、経済構造の算定に用いる産業分類別就業者数、宅地平均価格指数の算定に用いる宅地の平均価格、宅地の評価総地積、商工住宅地区の宅地の平均価格及び全宅地の平均価格並びに昼間流入人口、合併関係市町村の市町村役場の所在地とＩの地域の市町村の役場の所在地との最短距離並びに合併関係市町村の区域に係る昼間流出人口については次に定めるところによる。

［(一)～(五)　同上］

(六)　昼間流出人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によるこ

ととする。

［二～四　略］

五　行政権能等の差による地域区分

第十一条第一項第五号に定めるところによる。この場合において、「都市計画費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、中核市又は施行時特例市であるときは合併前において指定都市、中核市、特例市又は施行時特例市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市、中核市又は施行時特例市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「その他の土木費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において、指定都市、中核市、施行時特例市又は建築主事設置市であるときは合併前において指定都市、中核市、特例市、施行時特例市又は建築主事設置市以外の市町村であつた合併関係市町村については建築主事設置市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において限定特定行政庁設置市町村であるときは合併前において限定特定行政庁設置市町村以外の市町村であつた合併関係市町村については限定特定行政庁設置市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「その他の教育費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「生活保護費」にあつては当該新市町村（町村については、福祉事務所設置町村に限る。）が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「社会福祉費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、中核市又は指定都市若しくは中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）であるときは合併前において指定都市若しくは中核市以外の市又は町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市の区分に応ずる係数によるものとし、「保健衛生費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、中核市又は保健所設置市であるときは合併前において指定都市、中核市又は保健所設置市以外の市町村であつた合併関係市町村については保健所設置市の区分に応ずる係数によるものとし、「こども子育て費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市又は指定都市、児童相談所設置中核市若しくはその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）であるときは合併前において指定都市、児童相談所設置中核市若しくはその他の中核市以外の市又は町村であつた合併関係市町村については指定都市、児童相談所設置中核市又はその他の中核市以外の市の区分に応ずる係数によるものとし、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「商工行政費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において中小企業支援市及び計量市であるときは合併前において中小企業支援市及び計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については中小企業支援市及び計量市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在に

ととする

［二～四　同上］

五　行政権能等の差による地域区分

第十一条第一項第五号に定めるところによる。この場合において、「都市計画費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、中核市又は施行時特例市であるときは合併前において指定都市、中核市、特例市又は施行時特例市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市、中核市又は施行時特例市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「その他の土木費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において、指定都市、中核市、施行時特例市又は建築主事設置市であるときは合併前において指定都市、中核市、特例市、施行時特例市又は建築主事設置市以外の市町村であつた合併関係市町村については建築主事設置市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において限定特定行政庁設置市町村であるときは合併前において限定特定行政庁設置市町村以外の市町村であつた合併関係市町村については限定特定行政庁設置市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「生活保護費」にあつては当該新市町村（町村については、福祉事務所設置町村に限る。）が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「社会福祉費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、児童相談所設置中核市若しくはその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）であるときは合併前において指定都市、児童相談所設置中核市又はその他の中核市以外の市又は町村であつた合併関係市町村については指定都市、児童相談所設置中核市又はその他の中核市以外の市の区分に応ずる係数によるものとし、「保健衛生費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市、中核市又は保健所設置市であるときは合併前において指定都市、中核市又は保健所設置市以外の市町村であつた合併関係市町村については保健所設置市の区分に応ずる係数によるものとし、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「商工行政費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において中小企業支援市及び計量市であるときは合併前において中小企業支援市及び計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については中小企業支援市及び計量市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において計量市であるときは合併前において計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については計量市の区分に応ずる係数によるものとする。

おいて計量市であるときは合併前において計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については計量市の区分に応ずる係数によるものとする。

［６　略］

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

一　市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。

㈠　均等割に係る基準税額は、地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するものにあつては、当該新市町村の納税義務者数を当該算定前年度の合併関係市町村の納税義務者数で按分した上で、第三十一条第二項第一号の規定に準じて算定し、同法第二百九十四条第一項第三号又は第四号に掲げる者に対するものにあつては、算定初年度においては、第三十一条第二項第二号の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに納税義務者数を調査分別して算定するものとし、算定初年度の次年度以降においては、当該新市町村の当該年度の基準税額の算定初年度に対する伸び率を合併関係市町村ごとの算定初年度の基準税額に乗じて算定するものとする。

［㈡～㈢　略］

［二～九の四　略］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を市町村譲与基準面積に係る額、市町村譲与基準従業者数に係る額及び市町村譲与基準人口に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数並びに譲与基準人口によつてそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数並びに譲与基準人口については、前条第三項第三号の表「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度の項及び「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度の項の規定を準用する。

［十　略］

［2　略］

第六章　雑則

第一節　廃置分合又は境界変更があつた場合の措置

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定）

第五十二条　交付税の算定期日以前一年以内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第十六条第四項の規定による関係地方団体に係る前年度の普通交付税の額（以下この条において「普通交付税の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　略］

［2・3　略］

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定方法）

第五十三条　前二条の場合において、当該年度又は当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定した地方団体に対して交付すべきものとされる普通交付税の額は、法及びこの省令の当該年

［6　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

一　市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。

㈠　均等割に係る基準税額は、地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するものにあつては、当該新市町村の納税義務者数を当該算定前年度の合併関係市町村の納税義務者数で按分した上で、第三十一条第二項第一号の規定に準じて算定し、地方税法第二百九十四条第一項第三号又は第四号に掲げる者に対するものにあつては、算定初年度においては、第三十一条第二項第二号の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに納税義務者数を調査分別して算定するものとし、算定初年度の次年度以降においては、当該新市町村の当該年度の基準税額の算定初年度に対する伸び率を合併関係市町村ごとの算定初年度の基準税額に乗じて算定するものとする。

［㈡～㈢　同上］

［二～九の四　同上］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の前年度分の基準税額によつて按分した額とする。

［十　同上］

［2　同上］

第六章　雑則

第一節　廃置分合又は境界変更があつた場合の措置

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定）

第五十二条　交付税の算定期日以前一年以内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第十六条第四項の規定による関係地方団体に係る前年度の普通交付税の額（以下本条中「普通交付税の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　同上］

［2・3　同上］

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定方法）

第五十三条　前二条の場合において、当該年度又は当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定した地方団体に対して交付すべきものとされる普通交付税の額は、法及び普通交付税に関す

度分又は当該年度の前年度分の普通交付税の額の算定の方法によるものとする。この場合において、廃置分合により分割される区域若しくは境界変更に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る基準財政需要額の算定に用いる法第十三条第四項、第十項及び第十一項（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。）の規定による補正係数は、当該廃置分合又は境界変更前の当該地方団体に係る係数とし、当該地方団体が、合併新法及び合併特例法（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による普通交付税の額の算定の特例の適用を受けるものである場合における廃置分合により分割される区域若しくは境界変更に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る普通交付税の額は、この省令中合併新法及び合併特例法の規定の適用を受ける合併市町村に係る当該年度分又は当該年度の前年度分の財源不足額の算定の特例について定める規定の例により算定するものとする。

2　都道府県の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び前条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る都道府県の普通交付税の額は、前項の規定にかかわらず、当該境界変更前の都道府県に係る当該年度又は当該年度の前年度の基準財政需要額を当該境界変更の区域に係る官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口（以下この条において「人口」という。）と当該境界変更の区域に係る人口を除いた当該都道府県の人口とで按分し、当該按分した額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政需要額とし、これと同様の方法によつて按分した当該年度又は当該年度の前年度の基準財政収入額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政収入額として、算定するものとする。

3　市町村の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び前条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る市町村の普通交付税の額は、総務大臣が当該境界変更により減じる区域に係る人口が著しく少ないこと等特別の事情があると認めるときは、前項の規定に準じて算定する。

第三節　意見の聴取

（意見の聴取）

第五十五条　普通交付税について法第二十条第一項の規定による意見の聴取を行う場合には、法第十条第三項及び第四項並びに法第十八条及び法第十九条に規定する措置をしようとする事由並びに意見の聴取の期日及び場所を、法第二十条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、意見の聴取の期日及び場所をそれぞれ期日の一週間前までに、文書によつて関係地方団体に通知するものとし、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示するものとする。

［２　略］

3　法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、総務大臣は、地方財政に関し専門的知識を有する参考人の出頭を求め、その意見をきくことができる。

る省令の当該年度分又は当該年度の前年度分の普通交付税の額の算定の方法によるものとする。この場合において、廃置分合により分割される区域若しくは境界変更に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る基準財政需要額の算定に用いる法第十三条第四項、第十項及び第十一項（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。）の規定による補正係数は、当該廃置分合又は境界変更前の当該地方団体に係る係数とし、当該地方団体が、合併新法及び合併特例法（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。以下本項中同じ。）の規定による普通交付税の額の算定の特例の適用を受けるものである場合における廃置分合により分割される区域若しくは境界変更に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る普通交付税の額は、普通交付税に関する省令中合併新法及び合併特例法の規定の適用を受ける合併市町村に係る当該年度分又は当該年度の前年度分の財源不足額の算定の特例について定める規定の例により算定するものとする。

2　都道府県の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び第五十二条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る都道府県の普通交付税の額は、前項の規定にかかわらず、当該境界変更前の都道府県に係る当該年度又は当該年度の前年度の基準財政需要額を当該境界変更の区域に係る官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口（以下この条において「人口」という。）と当該境界変更の区域に係る人口を除いた当該都道府県の人口とで按分し、当該按分した額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政需要額とし、これと同様の方法によつて按分した当該年度又は当該年度の前年度の基準財政収入額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政収入額として、算定するものとする。

3　市町村の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び第五十二条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る市町村の普通交付税の額は、総務大臣が当該境界変更により減じる区域に係る人口が著しく少ないこと等特別の事情があると認めるときは、前項の規定に準じて算定する。

第三節　意見の聴取

（意見の聴取）

第五十五条　普通交付税について法第二十条第一項の規定による意見の聴取を行なう場合には、法第十条第三項及び第四項並びに法第十八条及び法第十九条に規定する措置をしようとする事由並びに意見の聴取の期日及び場所を、法第二十条第二項の規定による意見の聴取を行なう場合には、意見の聴取の期日及び場所をそれぞれ期日の一週間前までに、文書によつて関係地方団体に通知するものとし、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示するものとする。

［２　同上］

3　法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取を行なう場合において、必要があると認めるときは、総務大臣は、地方財政に関し専門的知識を有する参考人の出頭を求め、その意見をきくことができる。

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十一項」とし、「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。ただし、令和六年度に限り、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二並びに附則第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項」とする。

［２　略］

３　令和六年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　略］

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和六年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.7」とする。

（市町村の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和六年度に限り、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$51{,}300\text{円}\times\{(E\times J/1)-F\}+47{,}400\text{円}\times\{(G\times J/1)-H\}$$

$$4{,}420\text{円}\times A\times B\times(C+D-1)$$

（E×J／1）－Fが0.000を下回る場合は0.000とする。

（G×J／1）－Hが0.000を下回る場合は0.000とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　段階補正係数

C　密度補正係数Ⅰ

D　密度補正係数Ⅲ

E　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十三項」とし、「附則第二十五項」とあるのは、「附則第二十五項、第二十九項及び第三十一項」とする。

［２　同上］

３　令和五年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　同上］

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和五年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.8」とする。

［新設］

F　第５条第１項の表中14の児童数
G　学校基本調査規則によって調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数
H　第５条第１項の表中18の生徒数
I　当該市町村の令和５年１月１日現在における住民基本台帳登載人口
J　当該市町村の令和６年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条の二　令和六年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・八四三を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　令和六年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第75号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和６年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和５年度分の数と同一の数（ただし、令和５年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和５年４月１日以前に存在したものと仮定して令和６年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和５年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の四　［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和六年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和五年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・五九五を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和五年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 1}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第61号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和５年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和４年度分の数と同一の数（ただし、令和４年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和４年４月１日以前に存在したものと仮定して令和５年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和４年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の三　［同上］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和五年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和六年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和六年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（B × 0.683 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,103,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.553）

A × 0.553 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.683、B × 0.683 × 0.7、C × 0.35 ＋ D × 0.35 及び｛（B × 0.683 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,103,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.553）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.5）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が令和 6 年 3 月 15 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成 23 年度から令和 2 年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和 6 年 3 月 15 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成 23 年度から令和 2 年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

［同左］

第九条の二　令和五年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和五年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（B × 0.676 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,108,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.543）

A × 0.543 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.676、B × 0.676 × 0.7、C × 0.35 ＋ D × 0.35 及び｛（B × 0.676 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,108,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.543）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.5）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が令和 4 年 3 月 22 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成 22 年度の額及び令和 5 年 2 月 9 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成 23 年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和 4 年 3 月 22 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成 22 年度の額及び令和 5 年 2 月 9 日に公表した県民経済計算の「2．主要系列表」中「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成 23 年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式

（γ／3）×（1／339,722,000,000）

γ／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和６年５月24日に公表した県民経済計算の「3．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成30年度から令和２年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,041.99で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和六年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、令和四年改正前の省令の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A＋（B－A）×0.6

B－Aが負数となるときは、（B－A）は０とする。

［略］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一八四を乗じて得た額とする。

［２　略］

第十一条の二　令和六年度に限り、令和五年四月二日から令和六年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［略］

算式

（γ／3）×（1／313,686,000,000）

γ／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和５年２月９日に公表した県民経済計算の「3．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成29年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.00で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和五年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、令和四年改正前の省令の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A＋（B－A）×0.8

B－Aが負数となるときは、（B－A）は０とする。

［同左］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一二七を乗じて得た額とする。

［２　同上］

第十一条の二　令和五年度に限り、令和四年四月二日から令和五年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.039×0.667×1.016）／2

Ａ×1.039、Ａ×1.039×0.667、（Ａ×1.039×0.667×1.016）及び（Ａ×1.039×0.667×1.016）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　令和５年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和4年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和5年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（81,400円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

81,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400円×α）×Ａ及び｛（81,400円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［略］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（81,400円×α）×Ａ＋（81,400円×α'）×A'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

81,400円×α及び81,400円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400円×α）×Ａ、（81,400円×α'）×A'及び｛（81,400円×α）×Ａ＋（81,400円×α'）×A'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.988に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

A'　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.037×0.667×1.014）／2

Ａ×1.037、Ａ×1.037×0.667、（Ａ×1.037×0.667×1.014）及び（Ａ×1.037×0.667×1.014）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（79,400円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986－Ｆ＋Ｇ

79,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（79,400円×α）×Ａ及び｛（79,400円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（79,400円×α）×Ａ＋（79,400円×α'）×A'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986－（Ｆ＋F'）＋Ｇ

79,400円×α及び79,400円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（79,400円×α）×Ａ、（79,400円×α'）×A'及び｛（79,400円×α）×Ａ＋（79,400円×α'）×A'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

A'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数

乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋ d'）× 1.090

算式の符号

c'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［略］

D'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

H　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第１項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α× 0.988 ＋（Ｃ× 1.028）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）× 0.988 －Ｅ－Ｆ

Ａ× 1.015、Ｂ× 1.031、｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α、｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α× 0.988、Ｃ× 1.028、（Ｃ× 1.028）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）× 0.988 に整数未満の

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋ d'）× 1.020

算式の符号

c'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［同左］

D'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.001 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

F'　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

G　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第１項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α× 0.986 ＋（Ｃ× 1.044）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）× 0.986

Ａ× 1.005、Ｂ× 1.008、｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α、｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α× 0.986、Ｃ× 1.044、（Ｃ× 1.044）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）× 0.986 に整数未満の

端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝＋［｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1］＋［｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3］＋ｊ＋ｊ'

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝、（ｇ＋ｇ'）／0.12、｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1、（ｈ＋ｉ）／0.4及び｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

ｊ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｊ'　前項の算式の符号D'に同じ。

C　次の算式によつて算定した額

算式

ｋ×ｌ

算式の符号

ｋ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝＋［｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1］＋［｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3］＋ｊ＋（ｋ＋ｋ'）

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝、（ｇ＋ｇ'）／0.12）、｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1、（ｈ＋ｉ）／0.4及び｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

ｊ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｋ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

ｋ'　前項の算式の符号F'に同じ。

C　次の算式によつて算定した額

算式

ｌ×ｍ

算式の符号

ｌ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式

k1 ≦ 7,000 のとき　k1 × 0.02

7,000 ＜ k1 のとき　(k1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

k1　k2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を k3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

k2　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

k3　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

1　符号 k3 に同じ。

［略］

D′　前項の算式の符号Ｂに同じ。

E　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

F　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

(m／n) × 1.00059

m／n に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

m　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

n　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

第十二条の三の二　令和六年度以降の、富士県及び石三県における第十八条第三項第一号の規定の適用については、同号の算式の符号Ｅ及びＦ中「当該年度の５月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第１項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{ (A × 0.00715170) − (A × 0.00345486) } × 0.25 + { (A × 0.00392651) − (A × 0.00189577) } × 0.25

［略］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十二条　令和六年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

算式

11 ≦ 7,000 のとき　11 × 0.02

7,000 ＜ 11 のとき　(11 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

11　12 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 13 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

12　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

13　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

m　符号 13 に同じ。

［同左］

D′　前項の算式の符号Ｂ′に同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

(n／o) × 1.00071

n／o に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

o　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［新設］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第１項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{ (A × 0.00733772) − (A × 0.00366011) } × 0.25 + { (A × 0.00428409) − (A × 0.00209026) } × 0.25

［同左］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和五年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［一　略］

二　令和六年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［略］

C　令和５年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和六年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×0.75－C×0.75＋D｝－E

算式の符号

［略］

D　令和５年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和６年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和六年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数が

［一　同上］

二　令和五年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［同左］

C　令和４年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和五年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和五年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×0.75－C×0.75＋D｝－E

算式の符号

［同左］

D　令和４年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和５年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和五年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数が

あるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和六年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［略］

H　令和５年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和六年度に限り、石川県のゴルフ場利用税の基準税額は、第二十二条の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×B）×52,900円

算式の符号

A　前年の３月１日からその年の２月末日までの施設ごとの延利用者の１日当たりの数（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の３月31日までに廃止された施設に係る延利用者の１日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

B　1.024

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和六年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にか

あるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和五年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［同左］

H　令和４年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和五年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

［新設］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和五年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にか

かわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［略］

Ｂ　令和５年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和６年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

十四条の四から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(150,100円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.990－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(150,100円×α)×Ａ及び｛(150,100円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［略］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛(150,100円×α)×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.990－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(150,100円×α)×Ａ、｛(150,100円×α)×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛(150,100円×α)×

かわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和五年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［同左］

Ｂ　令和４年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和５年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

十四条の三から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(145,400円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986－Ｆ＋Ｇ

145,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(145,400円×α)×Ａ及び｛(145,400円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛(145,400円×α)×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.986－Ｆ×β＋Ｇ

145,400円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(145,400円×α)×Ａ、｛(145,400円×α)×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛(145,400円×α)×

A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.990 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 1.102

［略］

［略］

G　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

H　第31条第３項第１号の算式の符号Hに同じ。

［略］

３　法附則第七条の十一第十一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α× 0.990 ＋（C× 1.028）×α＋D× 0.990 －E－F

A× 1.012、B× 1.031、｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α、｛（A× 1.012）－（B× 1.031）｝×α× 0.990、C× 1.028、（C× 1.028）×α及びD× 0.990 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.03）＋｛（b－ 2,000 ×c）× 0.08 ＋（c× 60）｝＋｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 ＋（f＋g）× 460

（a× 0.03）、（b－ 2,000 ×c）× 0.08 及び｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.986 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 1.021

［同左］

［同左］

G　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の十一第十一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.044）×α＋D× 0.986

A× 1.003、B× 1.008、｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α、｛（A× 1.003）－（B× 1.008）｝×α× 0.986、C× 1.044、（C× 1.044）×α及びD× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.03）＋｛（b－ 2,000 ×c）× 0.08 ＋（c× 60）｝＋｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 ＋（f＋g）× 460

（a× 0.03）、（b－ 2,000 ×c）× 0.08 及び｛（d＋e）－ 7,000 ×（f＋g）｝× 0.1 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

ｆ　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

ｇ　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（ｈ×β×1.250）＋（ｉ×β×1.111）＋｛（ｊ＋ｋ）×1.111｝＋ｌ×β

（ｈ×β×1.250）、（ｉ×β×1.111）、（ｊ＋ｋ）×1.111 及びｌ×βに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

ｌ　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

ｍ×ｎ

算式の符号

ｍ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

m1　m2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を m3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

m2　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

m3　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

ｎ　符号 m3 に同じ。

D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

ｆ　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃 1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

ｇ　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（ｈ×β×1.250）＋（ｉ×β×1.111）＋｛（ｊ＋ｋ）×1.111｝＋ｌ＋（ｍ×β）

（ｈ×β×1.250）、（ｉ×β×1.111）、（ｊ＋ｋ）×1.111 及びｍ×βに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

ｌ　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｍ　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

ｎ×ｏ

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

n1　n2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を n3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

ｏ　符号 n3 に同じ。

D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

Ｏ×γ
算式の符号
Ｏ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。
［略］
Ｅ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。
Ｆ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。
α　次の算式によつて算定した率
算式
（ｐ／ｑ）×0.99941
ｐ／ｑに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
ｐ　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。
ｑ　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。
［４　略］

第十四条の九の十一　令和六年度に限り、富山県内及び石川県内の市町村における第三十一条第三項第１号の規定の適用については、同号の算式の符号Ｆ及びＧ中「当該年度の５月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
Ａ×（ａ／ｂ）×0.25
算式の符号
Ａ　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額
ａ　当該市町村人口
ｂ　当該市町村の属する道府県人口
［２　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和六年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（一）に定める額から（二）に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

Ｐ×γ
算式の符号
Ｐ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。
［同左］
α　次の算式によつて算定した率
算式
（ｑ／ｒ）×0.99970
ｑ／ｒに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
ｑ　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。
ｒ　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。
［４　同上］
［新設］

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
Ａ×α×0.25
算式の符号
Ａ　地方税法第72条の115第２項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金の額
α　1.031
［２　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和五年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（一）に定める額から（二）に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

(一) 次の算式によつて算定した額

算式

(A + B) × 0.75 + C

算式の符号

［略］

C　令和５年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

(二) 令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和五年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

2　令和六年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法の特例）

第十五条の二　令和六年度に限り、石川県に存するゴルフ場に係るゴルフ場利用税交付金の基準額は、第三十七条の五の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額の合計額とする。

算式

A × B × 0.961 × α

算式の符号

A　地方税法第103条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた令和６年４月１日現在のゴルフ場に係る１人１日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に192を乗じて得た額

B　総務大臣が調査した前年の３月１日からその年の２月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の３月31日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の１日当たりの数（当該ゴルフ場が２以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　ゴルフ場利用税交付金に係る特例率として総務大臣が通知した数

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和六年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

(一) 次の算式によつて算定した額

算式

(A + B) × 0.75 + C

算式の符号

［同左］

C　令和４年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

(二) 令和五年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和四年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

2　令和五年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

［新設］

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和五年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

２　令和六年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

３　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

４　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和五年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

［５　略］

［削る］

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和六年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨

２　令和五年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

３　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

４　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和四年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

［５　同上］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和五年度に限り、第二十九条中「〇・九八〇」とあるのは、「東京都にあつては〇・九七八」とする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和五年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨

五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［略］

B　令和５年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和６年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和六年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和六年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75＋B

算式の符号

［略］

B　令和５年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和六年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［同左］

B　令和４年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和５年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和五年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和五年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和五年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75＋B

算式の符号

［同左］

B　令和４年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和五年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和五年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和五年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和五年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和六年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九六八」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九七〇、その他の指定都市にあつては〇・九六八」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.2 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2）× 0.591 0.1 × A、0.1 × B、0.2 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝ － 0.182 × a ＋ 19.2 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和５年４月１日現在におけるもの B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝ － 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　令和元年から令和５年までの各年の４月１日現在におけるラスパ

第十九条の六　令和五年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八〇」とあるのは、「川崎市にあつては〇・三一七、その他の指定都市にあつては〇・九八〇」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.3 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E）× 0.582 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝ － 0.185 × a ＋ 19.5 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和４年４月１日現在におけるもの B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝ － 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　平成30年から令和４年までの各年の４月１日現在におけるラス

イレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 111.11 ×（f ／ e）－ 109.11

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅴ

E ＝ 3.21 ×（h ／ g）＋ 0.09

h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和６年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和６年４月19日付け総行デ第27号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。）

パイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 100.00 ×（f ／ e）－ 98.00

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅴ

E ＝ 3.28 ×（h ／ g）＋ 0.10

h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和５年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和５年４月７日付け総行デ第112号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。）

	h　令和６年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独 IaaS」、「共同 IaaS」若しくは「単独 SaaS」に対応するものとして回答した数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始したもののうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除く。以下この表において同じ。）	h　令和５年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独 IaaS」、「共同 IaaS」若しくは「単独 SaaS」に対応するものとして回答した数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始したもののうち、導入に係る経費を令和３年度当初予算以後に計上したものを除く。以下この表において同じ。）
市町村	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.2 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2）× 0.672 0.1 × A、0.1 × B、0.2 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝− 0.182 × a ＋ 19.2 算式Ⅰの符号 a　令和５年４月１日現在におけるラスパイレス指数 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝− 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　令和元年から令和５年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅳ D ＝ 50.00 ×（f ／ e）− 48.00 f ／ e に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五	市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.3 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E）× 0.662 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝− 0.185 × a ＋ 19.5 算式Ⅰの符号 a　令和４年４月１日現在におけるラスパイレス指数 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ B ＝− 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　平成30年から令和４年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅳ D ＝ 45.45 ×（f ／ e）− 43.45 f ／ e に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五

入する。

算式Ⅳの符号

e　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

E＝3.25×（h／g）－1.25

h／g に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和６年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数

h　令和６年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1×F＋0.1×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N＋0.1×O）×α×0.276 0.1×F、0.1×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.1×N及び0.1×Oに小数点以下３位未満の端数があるときは

入する。

算式Ⅳの符号

e　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入定済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

E＝3.26×（h／g）－1.26

h／g に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和５年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数

h　令和５年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1×F＋0.1×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N＋0.1×O）×α×0.274 0.1×F、0.1×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.1×N及び0.1×Oに小数点以下３位未満の端数があるときは

、その端数を四捨五入する。

算式の符号

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅰ

$F = \underline{111.11} \times \{ (j - i) \diagup i \} \times (\underline{1 \diagup 10}) + \underline{1.04}$

$\{ (j - i) \diagup i \} \times (\underline{1 \diagup 10})$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［略］

j　令和２年から令和４年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

$G = \underline{104.17} \times \{ (l - k) \diagup k \} \times (\underline{1 \diagup 9}) + \underline{0.44}$

$\{ (l - k) \diagup k \} \times (\underline{1 \diagup 9})$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

l　工業統計調査規則によつて公表された令和元年における製造品出荷額、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額及び経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅷ

$M = \underline{341.88} \times \{ (z - y) \diagup y \} \times (\underline{1 \diagup 9}) - \underline{1.58}$

$\{ (z - y) \diagup y \} \times (\underline{1 \diagup 9})$ に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

［略］

、その端数を四捨五入する。

算式の符号

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅰ

$F = \underline{112.99} \times \{ (j - i) \diagup i \} \times (\underline{1 \diagup 9}) + \underline{1.05}$

$\{ (j - i) \diagup i \} \times (\underline{1 \diagup 9})$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［同左］

j　令和元年から令和 3 年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

$G = \underline{98.04} \times \{ (l - k) \diagup k \} \times (\underline{1 \diagup 8}) + \underline{0.33}$

$\{ (l - k) \diagup k \} \times (\underline{1 \diagup 8})$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

l　工業統計調査規則によつて公表された平成 30 年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅷ

$M = \underline{266.67} \times \{ (z - y) \diagup y \} \times (\underline{1 \diagup 4}) + \underline{0.44}$

$\{ (z - y) \diagup y \} \times (\underline{1 \diagup 4})$ に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

［同左］

	z　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝370.37×｛（ab－aa）／aa｝×（1／9）＋4.56 ｛（ab－aa）／aa｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅹ O＝251.57×｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）－1.28 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅹの符号 ac　令和５年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和５年に内閣府が公表した令和元年度及び令和２年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］	z　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年６月１日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝149.81×｛（ab－aa）／aa｝×（1／7）－0.67 ｛（ab－aa）／aa｝×（1／7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。） ab　経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された民営事業所数 O　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅹ O＝266.67×｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）－3.37 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅹの符号 ac　令和４年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和４年に内閣府が公表した平成30年度及び令和元年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.329 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その	市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.331 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その

端数を四捨五入する。

算式の符号

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

$F = 48.31 \times \{ (j - i) / i \} \times (1 / 10) + 2.20$

｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

$G = 21.74 \times \{ (l - k) / k \} \times (1 / 9) + 1.41$

｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

l　工業統計調査規則によつて公表された令和元年における製造品出荷額、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額及び経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅴ

$J = \{344.83 \times (r - q) \times (1 / 10) - 1.93\} + (19.88 \times r - 15.48)$

（r － q）×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛344.83 ×（r － q）×（1 ／ 10）－ 1.93｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。（19.88 × r － 15.48）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

［略］

端数を四捨五入する。

算式の符号

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

$F = 47.62 \times \{ (j - i) / i \} \times (1 / 10) + 2.19$

｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

$G = 22.03 \times \{ (l - k) / k \} \times (1 / 8) + 1.37$

｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 8）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

l　工業統計調査規則によつて公表された平成 30 年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅴ

$J = \{96.62 \times (r - q) \times (1 / 10) + 0.66\} + (7.1 \times r - 5.53)$

（r － q）×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛96.62 ×（r － q）×（1 ／ 10）＋ 0.66｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。（7.1 × r － 5.53）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

［同左］

［略］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

L ＝ 84.75 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［略］

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.67 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.32 とし、町村にあつては 1.75 とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

M ＝ 106.38 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 9）＋δ

｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

N ＝ 60.06 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 10）＋ 0.92

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

L ＝ 53.33 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 4）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 4）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［同左］

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 28 年 6 月 1 日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.87 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.27 とし、町村にあつては 1.77 とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

M ＝ 79.37 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 7）＋δ

｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 7）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された民営事業所数

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては－ 0.48 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 0.98 とし、町村にあつては 1.40 とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

N ＝ 57.80 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）＋ 0.94

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号	［略］ z　令和２年度から令和４年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.626 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.614 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号

算式Ⅸの符号	［同左］ z　令和元年度から令和３年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［８～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.659 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.652 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号

都道府県	算式
	（0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.345 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 1.45 ×（k − j）＋ 11.49 算式Ⅰの符号 ［略］ k　令和 3 年から令和 5 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、1 とする。 算式Ⅱ K ＝ − 3.13 ×（m − l）− 0.46 算式Ⅱの符号 ［略］ m　令和 3 年から令和 5 年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第 2 表　移動前の住所地,男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

都道府県	算式
	（0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.315 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 1.58 ×（k − j）＋ 10.56 算式Ⅰの符号 ［同左］ k　令和 2 年から令和 4 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、1 とする。 算式Ⅱ K ＝ − 3.23 ×（m − l）− 0.75 算式Ⅱの符号 ［同左］ m　令和 2 年から令和 4 年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第 2 表　移動前の住所地,男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝ 40.24 ×（o － n）－ 0.51

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和 3 年から令和 5 年までの各年における自団体内進学率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 19.34 ×（q － p）＋ 0.68

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和 2 年から令和 4 年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

N ＝ 303.03 ×（s － r）＋ 7.76

算式Ⅴの符号

［略］

s　令和 4 年 1 月 1 日現在、令和 5 年 1 月 1 日現在及び令和 6 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅵ

O ＝ {12.09 ×（u － t）＋ 0.54} ＋（4.42 × u － 5.23）

{12.09 ×（u － t）＋ 0.54} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、（4.42 × u － 5.23）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝ 43.76 ×（o － n）－ 0.60

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和 2 年から令和 4 年までの各年における自団体内進学率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 20.92 ×（q － p）＋ 0.53

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和元年から令和 3 年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

N ＝ 312.50 ×（s － r）＋ 7.38

算式Ⅴの符号

［同左］

s　令和 3 年 1 月 1 日現在、令和 4 年 1 月 1 日現在及び令和 5 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅵ

O ＝ {13.12 ×（u － t）＋ 0.11} ＋（4.42 × u － 5.38）

{13.12 ×（u － t）＋ 0.11} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、（4.42 × u － 5.38）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

	算式Ⅵの符号 ［略］ u　人口動態統計における令和２年から令和４年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和３年度から令和 5 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。 ［略］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.328 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.31 ×（k － j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［略］ k　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.12 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.43 とし、町村にあつては 3.67 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

	算式Ⅵの符号 ［同左］ u　人口動態統計における令和元年から令和３年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和２年度から令和 4 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.314 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.31 ×（k － j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［同左］ k　令和２年から令和４年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 2.74 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.05 とし、町村にあつては 3.33 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

K＝0.27×（m－l）＋2.16

算式Ⅱの符号

［略］

m　令和３年から令和５年までの各年における転入者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

L＝－0.33×（o－n）－0.29

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和３年から令和５年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M＝122.70×（q－p）＋δ

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和４年１月１日現在、令和５年１月１日現在及び令和６年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては3.33とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては4.12とし、町村にあつては4.18とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N＝｛0.14×（s－r）＋1.47｝＋（0.15×s－4.47）

｛0.14×（s－r）＋1.47｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（0.15×s－4.47）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数

算式Ⅱ

K＝0.28×（m－l）＋2.16

算式Ⅱの符号

［同左］

m　令和２年から令和４年までの各年における転入者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

L＝－0.34×（o－n）－0.36

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和２年から令和４年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M＝124.22×（q－p）＋δ

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和３年１月１日現在、令和４年１月１日現在及び令和５年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては3.12とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.92とし、町村にあつては4.01とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N＝｛0.14×（s－r）＋1.33｝＋（0.15×s－4.62）

｛0.14×（s－r）＋1.33｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（0.15×s－4.62）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数

を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ｖの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和４年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.059 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.103 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.790 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.362 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.010 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和５年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数が

を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ｖの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和３年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.072 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.659 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.135 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.778 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.572 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.339 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.010 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和４年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.059 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.103 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.790 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.362 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.010 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和５年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.059 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.605 を乗じて得た数（整数未満の端数が

	あるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。） 算式Ⅶ P＝｛35.65 ×（w － v）－ 4.89｝＋（19.88 × w － 15.48） ｛35.65 ×（w － v）－ 4.89｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合は 3 とし、1 に満たない場合は 1 とし、（19.88 × w － 15.48）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。 ［略］ α　α_1、α_2、α_3 又は α_4 のいずれか大きい率（ただし、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.48 以上となる場合は 1.000 とする。） ［略］
［８～11　略］ （「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の三**　［略］ ［２～４　略］ ５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.103 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.790 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.362 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.010 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。） 算式Ⅶ P＝｛13.98 ×（w － v）－ 1.31｝＋（7.1 × w － 5.53） ｛13.98 ×（w － v）－ 1.31｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合は 3 とし、1 に満たない場合は 1 とし、（7.1 × w － 5.53）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。 ［同左］ α　α_1、α_2、α_3 又は α_4 のいずれか大きい率（ただし、令和 2 年度から令和 4 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。） ［同左］
［８～11　同上］ （「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の三**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
［略］	［略］
市町村	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.009} + (0.5 \times E) \times 0.664$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(B \times \underline{3,162.051}) / A$ 算式の符号 ［略］ B　当該都道府県において定員管理調査によって令和６年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値

［７～９　略］

10　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の三第八項の規定によって分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第七項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［略］

［２～５　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
［同上］	［同左］
市町村	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.010} + (0.5 \times E) \times 0.664$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(B \times \underline{3127.179}) / A$ 算式の符号 ［同左］ B　当該都道府県において定員管理調査によって令和５年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値

［７～９　同上］

10　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の三第八項の規定によって分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［同上］

［２～５　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、

同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A + 0.5 × B) × 0.955 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝ ／ 0.340 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［略］ a2　令和５年３月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和５年３月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和５年３月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 ［略］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ

同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A + 0.5 × B) × 0.994 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝ ／ 0.339 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［同左］ a2　令和４年３月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和４年３月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和４年３月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 ［同左］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ

	B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04087 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 算式Ⅱの符号 b1　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県の令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を当該都道府県の第５条第１項の表中１の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県の令和３年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］
市町村	算式 （0.5 × A ＋ 0.5 × B）× α × 0.803 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	B ＝ b1 ／ 0.05072 ×（b2 × 103.093 ＋ 0.369）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.05072 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 103.093 ＋ 0.369）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 算式Ⅱの符号 b1　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第５条第１項の表中１の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県における平成28年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.5 × A ＋ 0.5 × B）× α × 0.843 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.339 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［略］

a2　令和５年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a3　令和５年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a4　令和５年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

［略］

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅱ

B ＝ b1 ／ 0.04086 ×（b2 × 14.784 ＋ 0.878）×（b3 × 321.543 － 319.543）

b1 ／ 0.04086 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 14.784 ＋ 0.878）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 321.543 － 319.543）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。

算式Ⅱの符号

b1　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村の令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を当該市町村の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［同左］

a2　令和４年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a3　令和４年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a4　令和４年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

［同左］

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅱ

B ＝ b1 ／ 0.05071 ×（b2 × 17.825 ＋ 0.891）×（b3 × 317.460 － 315.473）

b1 ／ 0.05071 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 17.825 ＋ 0.891）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 317.460 － 315.473）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。

算式Ⅱの符号

b1　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

	b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村の令和３年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、令和３年度から令和５年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.48 以上となる場合は 1.000 とする。） ［略］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 （C × 6.0815 − 4.1067）× 0.988 C × 6.0815 − 4.1067 及び（C × 6.0815 − 4.1067）× 0.988 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 6.0815 − 4.1067 が 0.500 に満たない場合には 0.500 とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和６年５月 31 日時点）について」（令和６年６月４日付け総行マ第 69 号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和６年５月 31 日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

	b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該市町村における平成 28 年 6 月 1 日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、令和２年度から令和４年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。） ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 C × 6.0815 − 3.9547 C × 6.0815 − 3.9547 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 0.500 に満たない場合には 0.500 とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和５年５月 31 日時点）について」（令和５年６月２日付け総行マ第 83 号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和５年５月 31 日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の保有枚数 ［略］	

［８～10　略］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

［削る］

律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の保有枚数 ［同左］	

［８～10　同上］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第七項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号。以下この条及び次条において「令和五年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.4 \times D + 0.2 \times E + 0.1) \times 1.08849$ 0.1×A、0.1×B、0.1×C、0.4×D及び0.2×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅰ

A ＝ 6,890,327 ／ a

算式Ⅰの符号

a　一人当たり各産業の売上高（令和元年から令和 3 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を 3 で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 30 年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 2 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和 3 年 6 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

b ≧ 0 のとき B ＝ − 0.13 × b ＋ 0.1

b ＜ 0 のとき B ＝ − 0.12 × b ＋ 0.1

算式Ⅱの符号

b　令和 2 年から令和 4 年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅲ

C ＝ c ／ 0.05072

算式Ⅲの符号

c　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第 5 条第 1 項の表中 1 の人口で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ d ／ 0.117

算式Ⅳの符号

d　令和 5 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率（当該都道府県の住民基本台帳登載人口のうち 15 歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅴ

E ＝ ｛（e1 ＋ e2 ＋ e3 ＋ e4）／ e5｝／ 0.339

（e1 ＋ e2 ＋ e3 ＋ e4）／ e5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

e1　当該都道府県の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口）

e2　令和 4 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数

e3　令和 4 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数

	e4　令和４年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 e5　当該都道府県の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）
市町村	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.4 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.1）× 1.13696 0.1 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.4 × D及び0.2 × Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ｉ A ＝ 6,704,219 ／ a 算式Ｉの符号 a　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち２億円以上３億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）

のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 30 年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 2 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和 3 年 6 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

$b \geqq 0$ のとき $B = -0.01 \times b + 0.1$

$b < 0$ のとき $B = -0.06 \times b + 0.1$

算式Ⅱの符号

b　令和 2 年から令和 4 年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数を当該市町村の住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅲ

$C = c \div 0.05071$

算式Ⅲの符号

c　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.117 算式Ⅳの符号 d　令和５年１月１日現在における年少者人口比率（当該市町村の住民基本台帳登載人口のうち 15 歳未満の者の数を当該市町村の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。） E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅴ E＝｛（e1＋e2＋e3＋e4）／e5｝／0.339 （e1＋e2＋e3＋e4）／e5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅴの符号 e1　当該市町村の 65 歳以上人口（附則第 21 条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） e2　令和４年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e3　令和４年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e4　令和４年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e5　当該市町村の人口（附則第 21 条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）	
6　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項の規定により算定した段階補正係数及び前項の規定により算定した経常態容補正係数を連乗した率とする。	

［削る］

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

8　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　平成十六年度臨時財政対策債 (2)　平成十七年度臨時財政対策債 (3)　平成十八年度臨時財政対策債 (4)　平成十九年度臨時財政対策債 (5)　平成二十年度臨時財政対策債 (6)　平成二十一年度臨時財政対策債 (7)　平成二十二年度臨時財政対策債 (8)　平成二十三年度臨時財政対策債 (9)　平成二十四年度臨時財政対策債 (10)　平成二十五年度臨時財政対策債 (11)　平成二十六年度臨時財政対策債 (12)　平成二十七年度臨時財政対策債 (13)　平成二十八年度臨時財政対策債 (14)　平成二十九年度臨時財政対策債 (15)　平成三十年度臨時財政対策債 (16)　令和元年度臨時財政対策債 (17)　令和二年度臨時財政対策債 (18)　令和三年度臨時財政対策債 (19)　令和四年度臨時財政対策債 (20)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができること	千円

（臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十五　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と令和六年改正前の省令附則第十九条の十四の六第五項の規定によつて分別又は按分（あんぶん）した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第六項及び第七項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一四二六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

一　令和五年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数が

とされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の六に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分（あんぶん）は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分（あんぶん）するものとする。令和五年度臨時財政対策債に係る分別又は按分（あんぶん）についても同様とする。

6　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第五項の規定によつて分別又は按分（あんぶん）した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

第十九条の十五　削除

（令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第六項及び第七項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇五四五を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一五〇五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［新設］

あるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

2　二千三百九十九億三千五百五十万四千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六四一五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　二千百四十四億八千七百七十九万九千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては、次項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧０の場合　C

A－B＜０の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

［略］

6　合併関係市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第八項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附

一～四　［同上］

五　平成三十年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

2　五千三百十一億千四百八十七万千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇五四四を乗じて得た率（当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四二五五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　四千六百三十四億八千二百二十六万五千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては、次項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧０の場合　C

A－B＜０の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

［同左］

6　合併関係市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第八項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附

則別表第十三㈡のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（当該数が、補正指数について、一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六四一五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

7　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分（あんぶん）した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、（A－B）は０とする。

算式の符号

A　第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［略］

8　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（令和五年四月二日から令和六年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、令和元年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

則別表第十三㈡のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（当該数が、補正指数について、一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇五四四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四二五五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

7　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分（あんぶん）した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、（A－B）は０とする。

算式の符号

A　法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［同左］

8　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　令和五年度における令和六年改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を令和六年改正前の省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における令和六年改正前の省令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた令和六年改正前の省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

9　令和六年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする」とし、同項の算式の符号Ａ中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号Ｂ中「前条までの」とあるのは、「法附則第６条の３の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

10　令和六年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項及び第十九条の十五の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　略］

［新設］

一～四　［同上］

五　平成三十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

9　令和五年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする」とし、同項の算式の符号Ａ中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号Ｂ中「前条までの」とあるのは、「法附則第６条の３の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

10　令和五年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項、第十九条の十四の五第九項及び第十九条の十四の六第六項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　同上］

［二～四　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A × (B ／ C) × [{ (D － C) ／ C} × 0.3 ＋ 1] ＋ { (E × 70 ＋ F × 650) ／ (C × 1.74) } ＋ G

B ／ C が 7.50 を超えるときは 7.50 とし、D － C が負数となるときは 0 とし、(D － C) ／ C 、{ (D － C) ／ C} × 0.3、E × 70、F × 650、C × 1.74 及び (E × 70 ＋ F × 650) ／ (C × 1.74) に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 1.74 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　略］	［略］	［略］	［略］
三　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡	小学校の児童数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数に、当	人

［二～四　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和五年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A × (B ／ C) × [{ (D － C) ／ C} × 0.5 ＋ 1] ＋ { (E × 70 ＋ F × 650) ／ (C × 1.74) } ＋ G

B ／ C が 7.50 を超えるときは 7.50 とし、D － C が負数となるときは 0 とし、(D － C) ／ C 、{ (D － C) ／ C} × 0.5、E × 70、F × 650、C × 1.74 及び (E × 70 ＋ F × 650) ／ (C × 1.74) に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 1.74 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和五年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第九号、第十号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡	小学校の児童数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数に、当	人

楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
四　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	小学校の児童数	該市町村の令和六年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
		令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中六の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十四の児童数を控除して得た数に〇・三を乗じた数を同項の表中十四の児童数に加えて得た数（当該数が同項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
五　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同	中学校の生徒数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和六年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の
		人

楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
四　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	小学校の児童数	該市町村の令和五年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
		令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中六の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十四の児童数を控除して得た数に〇・五を乗じた数を同項の表中十四の児童数に加えて得た数（当該数が同項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
五　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同	中学校の生徒数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和五年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の
		人

郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	中学校の生徒数	十八歳以下人口	平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中七の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十八の生徒数を控除して得た数に〇・三を乗じた数を同項の表中十八の生徒数に加えて得た数（当該数が同項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）
七　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における十八歳以下人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における十八歳以下住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在における十八歳以下住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数	人

郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	中学校の生徒数	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中七の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十八の生徒数を控除して得た数に〇・五を乗じた数を同項の表中十八の生徒数に加えて得た数（当該数が同項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）
七　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数に、当該市町村の令和五年一月一日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した	人

町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における十八歳以下人口のいずれか大きい数	
［八～十五　略］	［略］	［略］	［略］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［略］

C　福島県の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　略］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［略］

D　当該市町村の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数が

郡葛尾村、相馬郡飯舘村		平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表第二十七項の小学校就学前子どもの数に満たないときは、同項の小学校就学前子どもの数とする。）	
［八～十五　同上］	［同上］	［同上］	［同上］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　福島県の令和５年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　同上］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の令和５年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数が

あるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　略］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×38.0×β－（α－β）×38.0

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×38.0×β－（α－β）×38.0が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.315を超えるときは3.315とする。

βが3.315を超えるときは3.315とする。

［略］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「468×A」とあるのは「468×A（附則第21条第1項第1号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇四七」とあるのは「一、五三九、〇〇〇を六四五で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五一、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.247×A」とあるのは「1.247×A（附則第21条第1項第1号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇八九」とあるのは「一、五二七、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四七、四〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四」と、十八歳以下人口の分別又は按分については、同項第十五号中「第五条第一項の表中二十九」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、七十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十七号中「第五条第一項の表中三十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中九」と、農家数の分別又は

あるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　同上］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×37.6×β－（α－β）×37.6

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×37.6×β－（α－β）×37.6が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.335を超えるときは3.335とする。

βが3.335を超えるときは3.335とする。

［同左］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「453×A」とあるのは「453×A（附則第21条第1項第1号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五〇」とあるのは「一、五一八、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四五、八〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.226×A」とあるのは「1.226×A（附則第21条第1項第1号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇九八」とあるのは「一、四九二、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四」と、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数の分別又は按分については、同項第十四号中「第五条第一項の表第二十七号」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第

按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中十三」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、同表十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と読み替えるものとする。

［３～５　略］

６　第一項第六号の規定による「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数及び同項第十三号の規定による「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数は、合併関係市町村にあつては、新市町村の係数によるものとする。

（令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和九年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十一年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十二年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十三年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十四年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十五年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年法律第四号改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年法律第八号」という。）の施行に伴い、令和六年度において次の各号に掲げる収入の項目に係る令和十七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三

の条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

六　固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

七　特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和六年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

一　個人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の道府県民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　不動産取得税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

六　固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

七　特別法人事業譲与税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和五年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和六年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

二　法人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人事業税交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和五年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和五年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.221
守口市	2.980
武蔵野市	2.276
芦屋市	0.481

［略］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.050
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.028
静岡市	0.012
浜松市	0.023
名古屋市	0.139
大阪市	0.050
堺市	0.033
神戸市	0.007
岡山市	0.018
熊本市	0.079

附則別表第十二の二

(1)　都道府県分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.35
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.36
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.36
3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.37
6,000,000人を超える数	0.53

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.145
守口市	2.658
武蔵野市	2.143
芦屋市	0.401

［同左］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.048
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.133
大阪市	0.048
堺市	0.032
岡山市	0.017
熊本市	0.076

附則別表第十二の二

(1)　都道府県分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.38
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.41
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.42
3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.42
6,000,000人を超える数	0.54

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.83
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.93
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.99
同上900,000人を超える数	0.96

⑵　市町村分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.43
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.34
1,000,000人を超える数	0.41
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.28
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.10
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超える数	−0.07

［削る］

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.85
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.93
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.97
同上900,000人を超える数	0.94

⑵　市町村分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.48
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.38
1,000,000人を超える数	0.42
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.26
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.17
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超える数	−0.08

附則別表第十二の五

⑴　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.50
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.50
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.57
6,000,000人を超える数	0.50
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.89
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.89
同上900,000人を超える数	0.83

［削る］

(2)　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.75
250,000人を超え400,000人までの数	0.66
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.52
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.14
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.15
同上92,000人を超え96,000人までの数	－0.45
同上96,000人を超える数	－1.67

附則別表第十二の六

(1)　都道府県分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

種別補正	
(1)　平成16年度臨時財政対策債	1.000
(2)　平成17年度臨時財政対策債	1.900
(3)　平成18年度臨時財政対策債	1.900
(4)　平成19年度臨時財政対策債	1.850
(5)　平成20年度臨時財政対策債	2.030
(6)　平成21年度臨時財政対策債	2.015
(7)　平成22年度臨時財政対策債	1.995
(8)　平成23年度臨時財政対策債	1.975
(9)　平成24年度臨時財政対策債	2.040
(10)　平成25年度臨時財政対策債	2.140
(11)　平成26年度臨時財政対策債	2.080
(12)　平成27年度臨時財政対策債	2.000
(13)　平成28年度臨時財政対策債	1.950
(14)　平成29年度臨時財政対策債	1.950
(15)　平成30年度臨時財政対策債	1.960
(16)　令和元年度臨時財政対策債	1.920
(17)　令和２年度臨時財政対策債	1.925
(18)　令和３年度臨時財政対策債	0.760
(19)　令和４年度臨時財政対策債	0.240
(20)　令和５年度臨時財政対策債	0.330

⑵　市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

種別補正	
⑴　平成16年度臨時財政対策債	
ア　平成16年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.950
⑵　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.500
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.900
⑶　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	1.500
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.800
⑷　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.500
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.850
⑸　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.665
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.405
⑹　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.740
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.430
⑺　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.790
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.455
⑻　平成23年度臨時財政対策債	
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	1.830
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.400
⑼　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.925
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.430
⑽　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.965
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.445
⑾　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.845
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.425
⑿　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.350

⑬　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.300
⑭　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.300
⑮　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.695
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.315
⑯　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.650
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.310
⑰　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.610
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.330
⑱　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.680
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.900
⑲　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.230
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.220
⑳　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.335
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.260

附則別表第十三

(1)　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.20以上0.30未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.30以上0.40未満のもの	0.6878	−0.0475
同上0.40以上0.50未満のもの	4.5680	−1.6007
同上0.50以上0.60未満のもの	8.8185	−3.7245
同上0.60以上0.70未満のもの	21.4114	−11.2804
同上0.70以上のもの	34.8348	−20.6787

(2)　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2623	0.8017	0.5712	0.1546	0.2037	0.0527
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3422	0.7937	0.7750	0.1342	0.2437	0.0487

附則別表第十三

(1)　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.6262	−0.0221
同上0.20以上0.30未満のもの	0.6437	−0.0258
同上0.30以上0.40未満のもの	0.7206	−0.0497
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7583	−1.6646
同上0.50以上0.60未満のもの	9.2175	−3.8938
同上0.60以上0.70未満のもの	22.3752	−11.7882
同上0.70以上のもの	28.1465	−15.8274

(2)　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2259	0.7882	0.5641	0.1519	0.1751	0.0525
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3438	0.7766	0.7595	0.1324	0.2728	0.0428

同上0.20以上0.30未満のもの	1.9134	0.6799	1.1385	0.0611	0.4474	0.0080
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5645	0.4845	1.7496	−0.1222	0.6911	−0.0651
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7616	−0.3947	2.8482	−0.5616	1.1824	−0.2604
同上0.50以上0.60未満のもの	6.7150	−1.3718	4.2742	−1.2739	1.7896	−0.5656
同上0.60以上0.70未満のもの	9.6071	−3.1058	6.7988	−2.7882	3.0918	−1.3474
同上0.70以上0.80未満のもの	12.4552	−5.1003	9.6869	−4.8111	4.9653	−2.6580
同上0.80以上0.90未満のもの	13.5937	−6.0119	10.1743	−5.2022	5.5765	−3.1466
同上0.90以上1.00未満のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227
同上1.00以上のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	16.977	4.162
宮古島市	14.219	3.254
伊江村	11.346	2.324
渡嘉敷村	11.346	2.324
座間味村	11.346	2.324
粟国村	11.346	2.324
渡名喜村	11.346	2.324
南大東村	19.735	5.070
北大東村	19.735	5.070
伊平屋村	11.346	2.324
伊是名村	11.346	2.324
久米島町	11.346	2.324
多良間村	16.977	4.162
竹富町	19.735	5.070
与那国町	19.735	5.070

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経　費　の　種　類	測定単位	補　正　率　等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,101人以上のもの	
		3,101人	1.00
		3,101人を超え5,000人までの数	0.98
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.94
		20,000人を超える数	0.94

同上0.20以上0.30未満のもの	1.8287	0.6793	1.1097	0.0623	0.4277	0.0116
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5494	0.4632	1.6941	−0.1128	0.6821	−0.0642
同上0.40以上0.50未満のもの	4.6712	−0.3855	2.8425	−0.5722	1.1484	−0.2511
同上0.50以上0.60未満のもの	6.6178	−1.3586	4.1642	−1.2340	1.7715	−0.5624
同上0.60以上0.70未満のもの	9.3810	−3.0167	6.6768	−2.7404	3.0361	−1.3215
同上0.70以上0.80未満のもの	12.2236	−5.0059	9.5377	−4.7432	4.8850	−2.6158
同上0.80以上0.90未満のもの	13.3517	−5.9090	9.9838	−5.1012	5.4306	−3.0517
同上0.90以上1.00未満のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948
同上1.00以上のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	16.843	4.178
宮古島市	14.118	3.267
伊江村	11.283	2.333
渡嘉敷村	11.283	2.333
座間味村	11.283	2.333
粟国村	11.283	2.333
渡名喜村	11.283	2.333
南大東村	19.568	5.089
北大東村	19.568	5.089
伊平屋村	11.283	2.333
伊是名村	11.283	2.333
久米島町	11.283	2.333
多良間村	16.843	4.178
竹富町	19.568	5.089
与那国町	19.568	5.089

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経　費　の　種　類	測定単位	補　正　率　等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,095人以上のもの	
		3,095人	1.00
		3,095人を超え5,000人までの数	0.98
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.93
		20,000人を超える数	0.94

			測定単位の数値が3,101人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,101人に満たない数が1,101人までの数　0.03 同上1,101人を超える数　0.08
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.088 13,000台を超え20,000台までの数　1.336 20,000台を超え30,000台までの数　1.533 30,000台を超える数　1.883 普通態容補正　1.000 ［略］

寒　冷　補　正

級　地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4　級　地	0.086	1.095	0.000
3　級　地	0.053	0.707	0.000
2　級　地	0.032	0.424	0.000
1　級　地	0.019	0.240	0.000
無　級　地	0.000	0.240	0.000

［略］

		道路の延長	寒　冷　補　正

級　地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4　級　地	0.117	0.123	0.085	0.169	0.000
3　級　地	0.068	0.072	0.055	0.109	0.000
2　級　地	0.053	0.056	0.037	0.073	0.000
1　級　地	0.038	0.040	0.016	0.032	0.000
無　級　地	0.000	0.000	0.016	0.032	0.000

			測定単位の数値が3,095人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,095人に満たない数が1,095人までの数　0.02 同上1,095人を超える数　0.09
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.088 13,000台を超え20,000台までの数　1.338 20,000台を超え30,000台までの数　1.537 30,000台を超える数　1.882 普通態容補正　1.000 ［同左］

寒　冷　補　正

級　地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4　級　地	0.086	1.077	0.000
3　級　地	0.053	0.696	0.000
2　級　地	0.032	0.418	0.000
1　級　地	0.019	0.237	0.000
無　級　地	0.000	0.237	0.000

［同左］

		道路の延長	寒　冷　補　正

級　地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4　級　地	0.117	0.123	0.083	0.166	0.000
3　級　地	0.068	0.072	0.054	0.107	0.000
2　級　地	0.053	0.056	0.036	0.072	0.000
1　級　地	0.038	0.040	0.016	0.032	0.000
無　級　地	0.000	0.000	0.016	0.032	0.000

	［2　略］	［略］	［略］	
	3　その他の土木費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.49
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.41
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.31
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.25
			6,000,000人を超える数	0.22
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.43
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.54
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.48
			同上900,000人を超える数	0.56
			密度補正Ⅰ	
			［略］	
			その団体の人口密度が250人に満たないもの	
			その団体の密度	1.00
			250人に満たない数が50人までの数	0.00
			同上50人を超え100人までの数	0.05
			同上100人を超え150人までの数	0.05
			同上150人を超える数	0.34
三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地	1.061
			２級地	1.049
			３級地	1.045
			４級地	1.037
			５級地	1.031
			６級地	1.018
			７級地	1.009
			無級地	0.998
			［略］	

	［2　同左］	［同左］	［同左］	
	3　その他の土木費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.50
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.42
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.33
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.28
			6,000,000人を超える数	0.25
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.38
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.51
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.48
			同上900,000人を超える数	0.55
			密度補正Ⅰ	
			［同左］	
			その団体の人口密度が250人に満たないもの	
			その団体の密度	1.00
			250人に満たない数が50人までの数	0.00
			同上50人を超え100人までの数	0.05
			同上100人を超え150人までの数	0.05
			同上150人を超える数	0.35
三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地	1.061
			２級地	1.049
			３級地	1.046
			４級地	1.037
			５級地	1.031
			６級地	1.018
			７級地	1.009
			無級地	0.998
			［同左］	

2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		１級地	1.060
		２級地	1.049
		３級地	1.045
		４級地	1.037
		５級地	1.031
		６級地	1.018
		７級地	1.009
		無級地	0.998
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.006
		３級地	0.007
		２級地	0.007
		１級地	0.008
		無級地	0.000
3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		１級地	1.073
		２級地	1.059
		３級地	1.054
		４級地	1.044
		５級地	1.038
		６級地	1.021
		７級地	1.011
		無級地	0.997
		［略］	
4　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地	1.066
		２級地	1.053
		３級地	1.048
		４級地	1.040
		５級地	1.034
		６級地	1.019
		７級地	1.010
		無級地	0.997
		［略］	

2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		１級地	1.061
		２級地	1.049
		３級地	1.045
		４級地	1.037
		５級地	1.031
		６級地	1.018
		７級地	1.009
		無級地	0.998
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.006
		３級地	0.007
		２級地	0.008
		１級地	0.009
		無級地	0.000
3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
		１級地	1.073
		２級地	1.059
		３級地	1.055
		４級地	1.044
		５級地	1.037
		６級地	1.021
		７級地	1.011
		無級地	0.997
		［同左］	
4　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地	1.066
		２級地	1.053
		３級地	1.049
		４級地	1.040
		５級地	1.034
		６級地	1.019
		７級地	1.010
		無級地	0.997
		［同左］	

5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.73
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.76
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.45
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.70
		6,000,000人を超える数	0.53
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.59
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.52
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.66
		同上900,000人を超える数	0.66
		密度補正	
		［略］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.10
		同上50人を超え100人までの数	0.07
		同上100人を超え150人までの数	0.07
		同上150人を超える数	0.01
		普通態容補正	
		指定都市	0.912
		中核市	0.954
		その他の市町村	1.000
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
		［⑴　略］	
		⑵　短期大学	
		ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	4.14
		イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.67
		ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.81
		⑶　大学	
		ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）	17.64
		［イ～キ　略］	
		⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）	7.43

5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.84
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.85
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.66
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.82
		6,000,000人を超える数	0.71
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.36
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.32
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.40
		同上900,000人を超える数	0.41
		密度補正	
		［同左］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.06
		同上50人を超え100人までの数	0.05
		同上100人を超え150人までの数	0.04
		同上150人を超える数	0.01
		普通態容補正	
		指定都市	0.942
		中核市	0.972
		その他の市町村	1.000
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
		［⑴　同左］	
		⑵　短期大学	
		ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	4.15
		イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.68
		ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.81
		⑶　大学	
		ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）	17.65
		［イ～キ　同左］	
		⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）	7.46

		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.576 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.962 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.962 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.205 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.576
四　厚生労働費	［1　略］	［略］	［略］
	2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.90 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.94 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.93 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.95 6,000,000人を超える数　0.94 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.21 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.21 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.22 同上900,000人を超える数　0.19 普通態容補正 特別区　1.000 指定都市　0.944 中核市　0.962 福祉事務所設置町村　0.998 その他の市町村　1.000

		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.572 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.965 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.966 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.205 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.572
四　厚生労働費	［1　同左］	［同左］	［同左］
	2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.93 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.93 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.93 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.95 6,000,000人を超える数　0.94 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.24 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.25 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.26 同上900,000人を超える数　0.24 普通態容補正 特別区　1.000 指定都市　0.800 児童相談所設置市　0.807 中核市　0.968 福祉事務所設置町村　0.997 その他の市町村　1.000

3　衛生費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.90 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.92 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.88 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.89 6,000,000人を超える数　0.84 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.27 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.29 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.31 同上900,000人を超える数　0.28
		［略］
		普通態容補正 指定都市　0.709 中核市　0.879 特別区及び保健所設置市　0.884 その他の市町村　1.000
4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正 測定単位の数値が280,000人以上のもの 280,000人　1.00 280,000人を超え350,000人までの数　0.97 350,000人を超え410,000人までの数　0.94 410,000人を超え580,000人までの数　0.94 580,000人を超え990,000人までの数　0.95 990,000人を超える数　0.90 測定単位の数値が280,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 280,000人に満たない数が50,000人までの数　0.22 同上50,000人を超え100,000人までの数　0.22 同上100,000人を超え150,000人までの数　0.24 同上150,000人を超える数　0.24
		普通態容補正 特別区　1.000 指定都市　0.747 児童相談所設置市　0.750 中核市　0.975 福祉事務所設置町村　0.997 その他の市町村　1.000

3　衛生費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.91 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.91 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.89 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.90 6,000,000人を超える数　0.84 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.24 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.29 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.32 同上900,000人を超える数　0.27
		［同左］
		普通態容補正 指定都市　0.713 中核市　0.880 特別区及び保健所設置市　0.886 その他の市町村　1.000
［新設］		

	5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正		
			測定単位の数値が530,000人以上のもの		
			530,000人	1.00	
			530,000人を超え670,000人までの数	0.95	
			670,000人を超え840,000人までの数	0.95	
			840,000人を超え1,200,000人までの数	0.94	
			1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.95	
			1,500,000人を超える数	0.97	
			測定単位の数値が530,000人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06	
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.06	
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.05	
			同上290,000人を超える数	0.05	
			普通態容補正		
			指定都市	0.962	
			中核市	0.962	
			その他の市町村	1.000	
	6　労働費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの		
			1,700,000人	1.00	
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.81	
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55	
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75	
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.71	
			6,000,000人を超える数	0.71	
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63	
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.33	
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34	
			同上900,000人を超える数	0.08	
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正		
			測定単位の数値が45,000戸以上のもの		
			45,000戸	1.00	
			45,000戸を超え65,000戸までの数	0.83	
			65,000戸を超える数	0.71	
			測定単位の数値が45,000戸に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			45,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.71	
			同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.59	
			同上20,000戸を超える数	0.74	

	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正		
			測定単位の数値が530,000人以上のもの		
			530,000人	1.00	
			530,000人を超え670,000人までの数	0.95	
			670,000人を超え840,000人までの数	0.95	
			840,000人を超え1,200,000人までの数	0.94	
			1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.94	
			1,500,000人を超える数	0.97	
			測定単位の数値が530,000人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06	
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.07	
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.06	
			同上290,000人を超える数	0.04	
			普通態容補正		
			指定都市	0.961	
			中核市	0.962	
			その他の市町村	1.000	
	5　労働費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの		
			1,700,000人	1.00	
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.82	
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.53	
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75	
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.71	
			6,000,000人を超える数	0.70	
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63	
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.32	
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34	
			同上900,000人を超える数	0.08	
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正		
			測定単位の数値が45,000戸以上のもの		
			45,000戸	1.00	
			45,000戸を超え65,000戸までの数	0.80	
			65,000戸を超える数	0.70	
			測定単位の数値が45,000戸に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			45,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.69	
			同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.59	
			同上20,000戸を超える数	0.75	

		密度補正	
		その団体の密度が178以上のもの	
		178	1.00
		178を超え204までの数	1.34
		204を超え231までの数	1.18
		231を超え258までの数	1.39
		258を超え356までの数	1.40
		356を超える数	2.65
		［略］	
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正	
		測定単位の数値が309,000ha以上のもの	
		309,000ha	1.00
		309,000haを超え397,000haまでの数	0.83
		397,000haを超え529,000haまでの数	0.75
		529,000haを超える数	0.84
		［略］	
3　水産行政費	水産業者数	段階補正	
		測定単位の数値が1,800人以上のもの	
		1,800人	1.00
		1,800人を超え2,340人までの数	0.75
		2,340人を超え3,510人までの数	0.82
		3,510人を超え5,490人までの数	0.77
		5,490人を超える数	0.79
		測定単位の数値が1,800人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,800人に満たない数が720人までの数	0.48
		同上720人を超え1,260人までの数	0.16
		同上1,260人を超え1,530人までの数	−0.24
		同上1,530人を超え1,665人までの数	−0.32
		同上1,665人を超える数	−1.48
4　商工行政費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.61
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.63
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.57
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.43
		6,000,000人を超える数	0.39

		密度補正	
		その団体の密度が178以上のもの	
		178	1.00
		178を超え204までの数	1.27
		204を超え231までの数	1.18
		231を超え258までの数	1.38
		258を超え356までの数	1.40
		356を超える数	2.48
		［同左］	
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正	
		測定単位の数値が309,000ha以上のもの	
		309,000ha	1.00
		309,000haを超え397,000haまでの数	0.84
		397,000haを超え529,000haまでの数	0.74
		529,000haを超える数	0.84
		［同左］	
3　水産行政費	水産業者数	段階補正	
		測定単位の数値が1,800人以上のもの	
		1,800人	1.00
		1,800人を超え2,340人までの数	0.76
		2,340人を超え3,510人までの数	0.82
		3,510人を超え5,490人までの数	0.77
		5,490人を超える数	0.79
		測定単位の数値が1,800人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,800人に満たない数が720人までの数	0.49
		同上720人を超え1,260人までの数	0.15
		同上1,260人を超え1,530人までの数	−0.24
		同上1,530人を超え1,665人までの数	−0.32
		同上1,665人を超える数	−1.49
4　商工行政費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.72
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.64
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.58
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.44
		6,000,000人を超える数	0.40

			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.92
			同上900,000人を超える数	0.77
			［略］	
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正	
			［略］	
			測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数	0.09
			同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数	0.05
			同上360,000世帯を超える数	0.14
	2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.32
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.47
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.62
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.68
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.54
			6,000,000人を超える数	0.48
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.88
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.90
			同上900,000人を超える数	0.82
			段階補正Ⅱ	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.09
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.11
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.14
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.12
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.14
			6,000,000人を超える数	0.11

			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.89
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.92
			同上900,000人を超える数	0.78
			［同左］	
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正	
			［同左］	
			測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数	0.09
			同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数	0.04
			同上360,000世帯を超える数	0.15
	2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.50
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.50
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.57
			6,000,000人を超える数	0.50
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.89
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.89
			同上900,000人を超える数	0.83
			段階補正Ⅱ	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.12
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.12
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.16
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.15
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.19
			6,000,000人を超える数	0.11

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.97
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.98
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.867	—
２級地	3.972	—	4.084	4.104	4.149
３級地	3.729	—	3.833	—	3.892
４級地	3.242	3.243	3.327	3.341	3.375
５級地	2.900	2.901	2.972	2.984	3.013
６級地	2.072	—	2.112	—	2.136
７級地	1.536	1.536	1.556	—	1.568
無級地	—	0.853	0.848	0.847	0.845

	B
１級地	0.397
２級地	0.319
３級地	0.293
４級地	0.241
５級地	0.204
６級地	0.115
７級地	0.058
無級地	−0.016

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ2.0243、541.6588、0.1280及び0.3396を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.90	7.65	2,000

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.98
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.96
同上900,000人を超える数	0.98

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.736	—
２級地	3.876	—	3.983	3.999	4.042
３級地	3.687	—	3.787	—	3.842
４級地	3.169	3.170	3.249	3.261	3.294
５級地	2.839	2.840	2.907	2.917	2.945
６級地	2.037	—	2.076	—	2.097
７級地	1.519	1.519	1.538	—	1.549
無級地	—	0.858	0.853	0.852	0.850

	B
１級地	0.387
２級地	0.310
３級地	0.290
４級地	0.234
５級地	0.198
６級地	0.112
７級地	0.056
無級地	−0.015

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.9140、487.6809、0.1042及び0.3022を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.93	7.66	2,000

第明治三十二種郵便物認可